

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	明石市 個人住民税課税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

明石市は、個人住民税課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

明石市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年8月9日

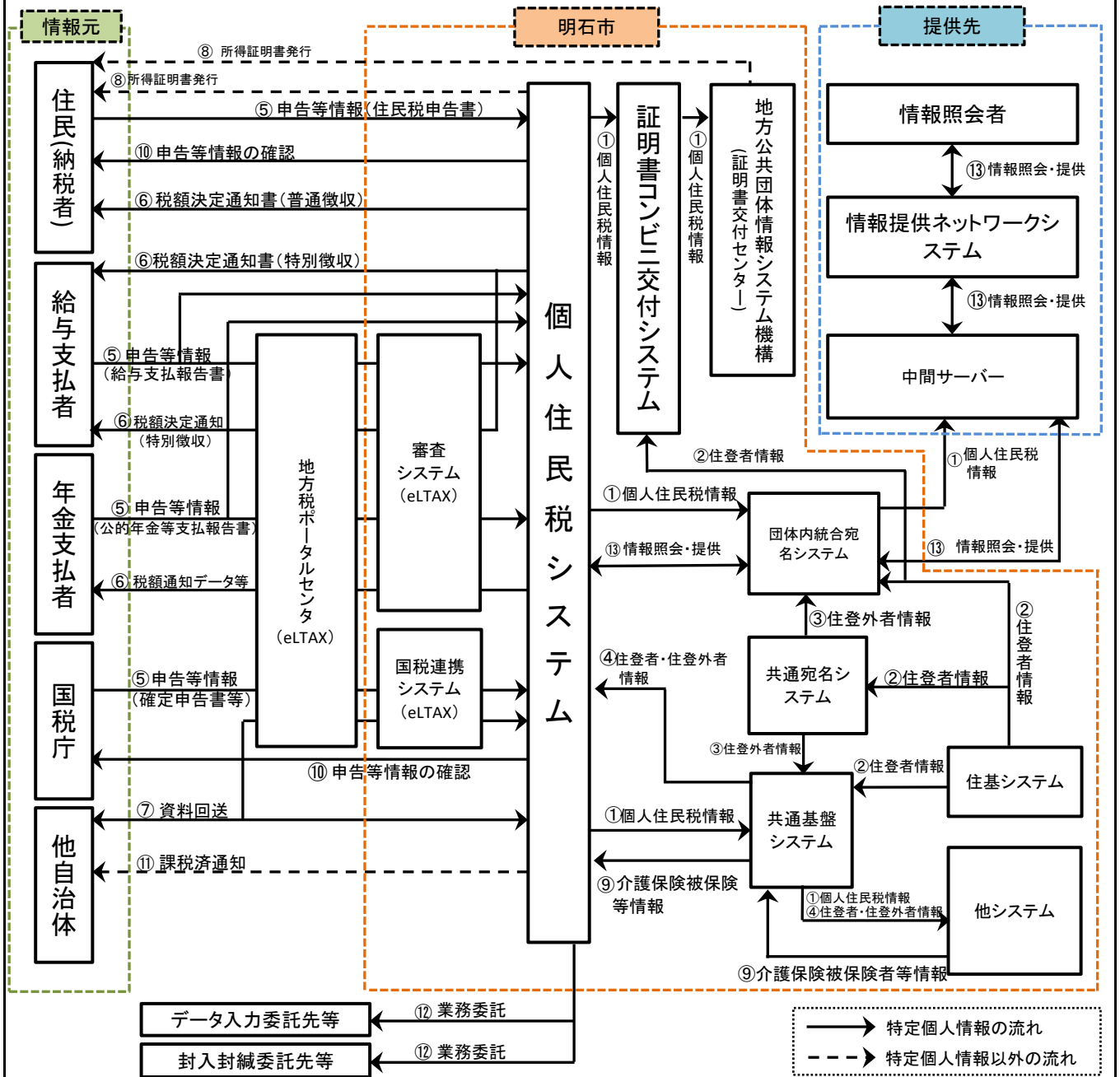
項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム5	
①システムの名称	共通宛名システム
②システムの機能	<p>① 宛名情報検索機能 住登者及び住登外者の住所、氏名等の内容を検索する機能。</p> <p>② 団体内宛名番号(以下「宛名コード」という。)付番、登録機能 住登外者の住所、氏名等の登録を行った際に、本市で利用する宛名コードを付番、登録する機能。</p> <p>③ 住登外情報修正機能 既に登録のある住登外者の住所、氏名等の情報を修正する機能。</p> <p>④ 送付先情報登録・修正機能 各事務における書類の送付先、特定宛先人(納税管理人、相続人代表者等)の情報を登録・修正する機能。</p> <p>⑤ 宛名コード関連付け機能 同一人に対して複数の宛名コードが存在する場合、1つの宛名コードに情報を関連付ける機能。</p> <p>⑥ 個人番号管理機能 宛名コードに対する個人番号を管理する機能。</p> <p>⑦ 住民基本台帳システム連携機能 住民基本台帳システムで登録・修正された住登者の情報を連携する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (国民年金、学齢簿、就学援助システム)</p>
システム6	
①システムの名称	団体内統合宛名システム(宛名システム等と同義)
②システムの機能	<p>① 宛名管理機能 個人番号で同一人判定を行い、団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)を採番し、管理する機能。</p> <p>② 情報提供機能 各事務の情報を中間サーバーに連携する機能。</p> <p>③ 情報照会機能 宛名コードで対象者を検索し、他の機関への情報提供を依頼し、結果を取得・表示する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (中間サーバー、各事務システム(パッケージシステム))</p>
システム7	
①システムの名称	共通基盤システム(庁内連携システムと同義)
②システムの機能	<p>① 統合データベース機能 各事務システムが共通で参照する業務データの副本を一元管理する機能。</p> <p>② データ連携機能 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムよりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。</p> <p>③ 共通データ管理機能 全庁的に利用する共通データ情報を管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (各事務システム(パッケージシステム))</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>個人番号を利用することにより、本人特定や複数の申告等情報の合算が正確に行えるようになるなど、納税者の所得情報をよりの確かかつ効率的に把握することができ、個人住民税の公平・公正な課税を行うことができる。</p> <p>また、課税の適正化のために、控除の税法適合性を判定する上で納税義務者の扶養者や専従者を把握する必要がある。</p> <p>さらに、国や他の自治体等と税情報を連携することで、納税者が証明書取得のために要している申請の手間や行政の手続きを簡略化し、納税者の利便性の向上を図る必要がある。</p>
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税の公平・公正な課税、納税者の利便性の向上が図られる。 ・各種申告や申請等に必要な添付書類の簡素化がされ、納税者の負担軽減や利便性の向上が図られる。 ・給与支払報告書・確定申告書・法定調書等の課税資料の名寄せ、突合作業が容易になることで、納税者の所得情報を正確に把握することが可能になる。 ・個人の特定が容易になることにより、所得の過少申告や給与支払報告書等の課税漏れを防ぎ、同姓同名者の課税誤りや課税逃れを防ぐ。 ・住民登録外課税をした場合、住民登録地への課税済通知の送付先の把握が容易かつ確実になる。それにより、他自治体との二重課税の防止が図られる。 ・迅速かつ確実に被扶養者の特定ができることで重複扶養の把握が容易になる。また、所得情報や扶養関係情報の照会事務が容易になることにより、扶養控除等の是正事務が効率化し、課税の適正化が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 及び 別表の項番24</p> <p>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報提供の根拠></p> <p>番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173</p> <p><情報照会の根拠></p> <p>番号法第19条8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番48</p>
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	①総務局税務室市民税課 ②総務局総務管理室情報管理課
②所属長の役職名	①課長 ②課長
8. 他の評価実施機関	
-	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①個人住民税情報を直接又は共通基盤システム経由により、他システムへ連携(移転又は提供)する。
- ②住基システムに登録されている住民記録情報(消除者を含む)を取得する。
- ③共通宛名システムに登録されている住民記録外情報を取得する。
- ④共通基盤システムを経由して、住民記録情報及び住民記録外情報を取得する。
- ⑤情報元(住民・給与支払者・年金支払者・国税庁・他自治体)から提出された申告等情報を直接又は各種システム経由で取得する。
- ⑥税額決定後、納税義務者に対して税額決定通知書又は税額通知データを送付(送信)する。
- ⑦明石市の納税義務者以外の課税資料を他自治体に回送又は明石市の納税義務者の課税資料を他自治体から收受する。
- ⑧納税義務者からの申請に基づき、所得証明書を発行する。
- ⑨個人住民税にかかる年金特別徴収実施等のため、介護保険被保険者等情報を收受する。
- ⑩收受した申告等情報の確認のために、情報元へ調査を行う。
- ⑪明石市で住登外課税を行った者の住民登録自治体に対して、地方税法第294条第3項に基づいて課税済通知を送付する。
- ⑫收受した申告等情報の処理又は税額決定通知書の封入封緘処理のため、専門業者へ業務委託を行う。
- ⑬必要に応じて、他自治体へ個人住民税情報の照会及び提供を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1月1日(賦課期日)に本市内に住所を有する者と、本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者。また、課税事務に必要な範囲の書類送付先設定者。 賦課決定及び賦課更正の時効の期間にわたるこれらの者が対象となる。
その必要性	個人住民税の適正な賦課業務のために、必要な範囲の特定個人情報を保有する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <識別情報> ① 対象者を正確に特定するために記録する。 <連絡先等情報> ① 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録する。 <業務関係情報> ① 国税関係情報: 国税庁から確定申告書等の所得税に係る情報を記録し、個人住民税額の算出を行うため。 ② 地方税関係情報: 個人住民税を賦課決定・賦課更正するために記録し、税額通知・証明書等を発行するため。また、他自治体で住民登録外課税されていることを記録する。 ③ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の情報に基づき、社会保険料控除額を確認するため。 ④ 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護情報に基づき、個人住民税の非課税判定や減免申請の判定を行うため。 ⑤ 年金関係情報: 年金支払者からの年金所得に係る情報を記録し、個人住民税額の算出を行うため。また、年金からの特別徴収税額を決定し通知するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	総務局税務室市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課、国民健康保険課、長寿医療課、高齢者総合支援室、生活福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金支払者(日本年金機構のみ)、地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金支払者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN(eLTAX、国税連携))	
③入手の時期・頻度	① 識別情報、連絡先等情報: 申告・報告・届出等により、必要に応じてその都度入手する。 ② 国税関係情報、地方税関係情報: 期間制限の適用になるまでその都度入手する。 ③ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 年1回、1月に行うバッチ処理にて入手する。 ④ 生活保護・社会福祉関係情報: 毎月1回入手する。 ⑤ 年金特別徴収情報: 毎月1回入手する。	
④入手に係る妥当性	個人住民税の適正な賦課業務のため、法令等の範囲内で適宜、申告書等情報及び税務調査による情報の収集を行う必要がある。	
⑤本人への明示	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48に規定されている。	
⑥使用目的 ※	個人住民税の適正かつ公平な課税事務を効率的に行う。所得証明書の発行を行う。	
	変更の妥当性 —	
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、あかし総合窓口、各市民センター、各サービスコーナー(証明書業務)
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

⑧使用方法 ※		<p>① 個人住民税申告書送付・受付に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税申告書送付対象者を抽出し、送付する。 ・個人住民税申告書の受付の際、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の情報に基づき、社会保険料控除額の確認のために利用する。 <p>② 賦課決定・賦課更正に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賦課期日における個人住民税課税基本台帳を作成する。 ・各種課税資料に関するデータを登録し、個人住民税額を算定する。 ・生活保護情報を取り込み、個人住民税の非課税者を把握する。 ・税額決定通知書を発送し、賦課決定を成立させる。 ・納税義務者から修正申告等がなされた場合には、課税情報を変更し、賦課更正を行う。 <p>③ 給与に係る特別徴収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収義務者について、その事業所情報や特徴人数、特別徴収税額を管理する。 ・特別徴収義務者に特別徴収税額の決定・変更通知書を送付する。 ・給与所得者異動届出書等による徴収区分の変更処理を行う。 <p>④ 年金に係る特別徴収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金保険者からの特別徴収対象者情報を基に、特別徴収を行う対象者を決定する。 ・年金特別徴収の実施について、税額決定通知書により納税義務者に通知する。 ・特別徴収の決定・停止について、年金保険者に特別徴収税額通知、特別徴収停止通知を行う。 <p>⑤ 減免申請に対する審査事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連携や情報提供ネットワークシステムを通じて得た所得情報により、減免申請に対する判定を行う。 <p>⑥ 扶養是正事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養控除について、情報提供ネットワークシステム等により所得情報・扶養関係情報を得て、所得要件超過や重複扶養等の場合の控除適用については是正を行う。 <p>⑦ 所得未申告者調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税課税基本台帳と課税実績を照合して未申告者を抽出し、住民税申告書の発送をする。 <p>⑧ 給与支払報告書未提出事業所の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与収入が申告された所得申告書と給与支払報告書の提出実績を照合し、未提出事業所に対し報告の指導や調査を行う。 <p>⑨ 課税資料の転送、住民登録外課税の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当市で收受した課税資料のうち、他自治体で課税となる資料を回送する。 ・住民登録外課税を行った者の住民登録地に、当市が個人住民税を課税した旨を通知する。 <p>⑩ 所得証明書の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者からの申請により、所得証明書を発行する。
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・賦課資料情報と住民票関係情報、生活保護関係情報を突合して賦課決定等を行う。 ・賦課資料情報と他自治体または情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報を突合して控除額等を確認する。
	情報の統計分析 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・納税義務者数、調定額などの統計は行うが、特定の個人を判別し得るような情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税の賦課決定・賦課更正。 ・個人住民税の減免申請に対する判定。
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件
委託事項1	明石市個人市県民税等システム構築・運用業務
①委託内容	・個人住民税システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う個人住民税システムの改修
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	1月1日(賦課期日)に本市内に住所を有する者と、本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者。また、課税事務で必要な範囲の書類送付先設定者。
その妥当性	システムの運用保守・改修等の作業対象がファイル全体に及ぶため、上記範囲を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いた閲覧)
⑤委託先名の確認方法	明石市情報公開条例(平成14年条例第5号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名	株式会社日立システムズ 関西支社
再委託	
⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。
⑨再委託事項	個人住民税システムの運用保守業務
委託事項2	個人住民税課税業務
①委託内容	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便開封、課税資料の分類点検・括束業務 ・課税資料の点検および不備があった場合の照会業務 ・課税資料についてのパンチデータ入力業務 ・課税資料等のスキャン業務 ・特別徴収義務者の指定番号検索・登録業務 ・課税資料の件数確認(及びリストの作成) ・データ取込後の課税資料との照合及び修正 ・課税資料の他市回送業務⑨課税資料の運搬業務(庁舎内) ・特別徴収税額通知書封入封緘に係る業務 ・特別徴収税額通知書(納税義務者用)に関する圧着業務 ・宛名不明者処理業務 ・給報及び年報の合算処理業務 ・eLTAX給報処理業務 ・寄附金控除処理・調査業務 ・オンライン資料等の作成・整理業務 ・その他上記に関連して行う業務

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	課税資料が提出された者。
	その妥当性	委託内容が提出された課税資料そのものを取り扱うこととなるため、上記範囲を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	明石市情報公開条例(平成14年条例第5号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	TOPPANエッジ株式会社 西日本営業統括本部 関西第一営業本部	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託事項1と同内容
	⑨再委託事項	課税資料データパンチ・スキヤニング
委託事項3		
普通徴収納税通知書等の製本及び封入・封緘業務		
①委託内容	個人住民税を決定・変更することとなった者に対して出力し、送付する普通徴収納税通知書の製本及び封入・封緘業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	普通徴収納税通知書等の発送対象者。
	その妥当性	普通徴収納税通知書等の出力対象者と課税資料が提出された者と同一のため、上記範囲を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()	

⑤委託先名の確認方法		明石市情報公開条例(平成14年条例第5号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		株式会社コーユービジネス
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4		番号連携サーバ等維持管理業務委託
①委託内容		団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)の保守・運用業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1月1日(賦課期日)に本市内に住所を有する者と、本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者。また、課税事務で必要な範囲の書類送付先設定者。
	その妥当性	システムの運用保守・改修等の作業対象がファイル全体に及ぶため、上記範囲を委託する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)
⑤委託先名の確認方法		明石市情報公開条例(平成14年条例第5号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。
⑥委託先名		富士通Japan株式会社 兵庫公共ビジネス部
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる
	⑨再委託事項	団体内統合宛名システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。

委託事項5		明石市共通管理系システム構築・運用業務委託	
①委託内容		共通基盤システム及び共通管理系システムの保守・運用業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	1月1日(賦課期日)に本市内に住所を有する者と、本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者。また、課税事務で必要な範囲の書類送付先設定者。	
	その妥当性	システムの運用保守・改修等の作業対象がファイル全体に及ぶため、上記範囲を委託する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)	
⑤委託先名の確認方法		明石市情報公開条例(平成14年条例第5号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		富士通グループ明石市共通管理系システム構築・運用業務共同事業体	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	
	⑨再委託事項	共通基盤システム等の保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	
委託事項6		証明書コンビニ交付システム構築・運用業務委託	
①委託内容		コンビニ交付に伴う、システム構築及び保守 (各種証明発行データのPDF化及び地方公共団体システム機構との連携)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	課税資料が提出された者。	
	その妥当性	証明書の交付対象者と課税資料が提出された者と同一のため、上記範囲を委託する必要がある。	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (72) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (12) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める情報照会者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(別紙1を参照)
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各事務(別紙1を参照)
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムにより、特定個人情報の提供依頼のある都度
提供先2	給与と特別徴収義務者・年金特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号
②提供先における用途	給与からの特別徴収に関する事務・年金からの特別徴収に関する事務
③提供する情報	給与と特別徴収税額・年金特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与からの特別徴収の対象となる給与所得者・年金からの特別徴収の対象となる年金所得者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (LGWAN(eLTAX))
⑦時期・頻度	賦課決定及び賦課更正時

提供先3	国税庁長官、都道府県知事、市町村長	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号	
②提供先における用途	国税、地方税に関する事務	
③提供する情報	個人住民税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN(eLTAX))	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度	
移転先1	障害福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番9、21、51、67、117 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務 ・身体障害者法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置、費用の徴収に関する事務 ・知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置等、費用の徴収に関する事務 ・障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の支給に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ・重度障害者医療費の助成に関する事務 	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に関係する対象者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input checked="" type="checkbox"/> その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	賦課決定の都度	

移転先2	児童福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番10、56、63、66、70、81 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	<ul style="list-style-type: none"> ・母子生活支援施設における保護の実施に関する事務 ・児童扶養手当の支給に関する事務 ・母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する事務 ・特別児童扶養手当の支給に関する事務 ・母子保健法による養育医療の給付、養育医療に要する費用の支給、費用の徴収に関する事務 ・児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務 ・母子家庭等医療費の助成に関する事務 ・こども医療費の助成に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[1万人以上10万人未満]</div> <div style="width: 55%; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に関係する対象者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</div> <div style="width: 45%;">[<input type="checkbox"/>] 専用線</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="width: 45%;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール</div> <div style="width: 45%;">[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="width: 45%;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</div> <div style="width: 45%;">[<input type="checkbox"/>] 紙</div> </div> <div style="margin-top: 5px;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)</div>
⑦時期・頻度	賦課決定の都度
移転先3	保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番14 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	予防接種法に基づく各種給付の支給又は実費の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 40%;">[10万人以上100万人未満]</div> <div style="width: 55%; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div> </div>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に関係する対象者
⑥移転方法	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">[<input checked="" type="radio"/>] 庁内連携システム</div> <div style="width: 45%;">[<input type="checkbox"/>] 専用線</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="width: 45%;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール</div> <div style="width: 45%;">[<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 5px;"> <div style="width: 45%;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ</div> <div style="width: 45%;">[<input type="checkbox"/>] 紙</div> </div> <div style="margin-top: 5px;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)</div>
⑦時期・頻度	賦課決定の都度

移転先4	生活福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番23、95 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	・生活保護法による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付、配偶者支援金の支給に関する事務 ・生活に困窮する外国人に対する保護の事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に係る対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)
⑦時期・頻度	賦課決定の都度
移転先5	納税課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番24 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	・地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に係る対象者
⑥移転方法	[<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)
⑦時期・頻度	賦課決定の都度

移転先8	高齢者総合支援室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番61、100 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	・老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務 ・介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に関する対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)
⑦時期・頻度	賦課決定の都度
移転先9	長寿医療課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番85 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	・後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収に関する事務 ・高齢期移行者医療費の助成に関する事務 ・高齢重度障害者に対する医療費助成に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に関する対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)
⑦時期・頻度	賦課決定の都度

移転先10	こども育成室
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番127 番号法第9表第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に係る対象者
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)
⑦時期・頻度	賦課決定の都度
移転先11	明石こどもセンター
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番8 番号法第9表第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定、児童及びその家庭についての調査及び判定、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病要支援者証明事業の実施、療育の給付、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費若しくは障害児入所医療費の支給、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に係る対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)
⑦時期・頻度	賦課決定の都度

移転先12	臨時特別給付金担当
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番135 番号法第9表第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条
②移転先における用途	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
③移転する情報	個人住民税情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に関係する対象者
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="radio"/>] その他 (本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)
⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><個人住民税システム、団体内統合宛名システム、共通宛名システム、共通基盤システム、証明書コンビニ交付システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域内に、その他のサーバは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバー室への入室についても、厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 ・バックアップデータを遠隔地に保管している。(個人住民税システム及び共通宛名システムのみ)</p> <p><紙、電子記録媒体における措置> ・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。 ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>												
<p>②保管期間</p>	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[6年以上10年未満]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
<p>その妥当性</p>	<p>地方税法上、賦課決定の時効期限が、法定納期限の翌日から起算して7年間であるため。</p>												
<p>③消去方法</p>	<p><個人住民税システム・団体内統合宛名システム・共通基盤システムにおける措置> ・消去は、各事務システムと連動しているため、通常、保守・運用を行う事業者が消去することはない。 ・機器更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去し、消去した記録を保存する。</p> <p><紙、電子記録媒体における措置> ・帳票等の破棄は、焼却・溶解処理を行い破棄する。 ・電子記録媒体の破棄は、裁断等の物理的破壊により記録内容が判読することができないよう完全に消去する。 ・破棄の記録については、明石市文書管理規程に基づき保存する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去し、消去した記録を保存する。</p>												

7. 備考

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

1 税共通宛名情報

(1)番号法番号情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.履歴番号、4.サブ履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.個人法人区分、14.個人番号、15.法人番号、16.システム内統合宛名番号、17.情報提供フラグ

(2)税宛名情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.履歴番号、4.サブ履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.現居住地区コード、14.使用業務コード、15.同定フラグ、16.住民区分、17.住民日、18.住民届出日、19.住定日、20.実定日、21.個人法人区分、22.法人種別区分、23.共有者フラグ、24.世帯番号、25.世帯主氏名カナ、26.世帯主氏名漢字、27.氏名カナ、28.氏名漢字、29.編集済氏名カナ、30.編集済氏名漢字、31.旧氏名カナ、32.旧氏名漢字、33.検索用氏名カナ、34.検索用氏名漢字、35.検索用旧氏名カナ、36.検索用旧氏名漢字、37.国籍コード、38.現住所郵便番号、39.現住所コード、40.現住所県名付加区分、41.現住所、42.現住所地番、43.現住所方書カナ、44.現住所方書漢字、45.現住所部屋番号、46.現住所前漢字地番数値、47.現住所地番数値1、48.現住所地番数値2、49.現住所地番数値3、50.現住所後漢字地番数値、51.現住所行政区コード、52.現住所自治会コード、53.現住所町内会コード、54.現住所小学校区コード、55.現住所中学校区コード、56.本籍地住所、57.転出先郵便番号、58.転出先住所コード、59.転出先住所、60.転出先地番、61.転出先方書カナ、62.転出先方書漢字、63.転出先部屋番号、64.転出先前漢字地番数値、65.転出先地番数値1、66.転出先地番数値2、67.転出先地番数値3、68.転出先後漢字地番数値、69.転入前住所郵便番号、70.転入前住所コード、71.転入前住所、72.転入前住所地番、73.転入前住所方書カナ、74.転入前住所方書漢字、75.転入前部屋番号、76.宛名郵便番号、77.宛名住所コード、78.宛名県名付加区分、79.宛名住所、80.宛名地番、81.宛名方書カナ、82.宛名方書漢字、83.宛名部屋番号、84.宛名前漢字地番数値、85.宛名地番数値1、86.宛名地番数値2、87.宛名地番数値3、88.宛名後漢字地番数値、89.宛名行政区コード、90.宛名自治会コード、91.宛名町内会コード、92.宛名小学校区コード、93.宛名中学校区コード、94.宛名住所変更フラグ、95.生年月日、96.生年月日不詳フラグ、97.元号フラグ、98.性別区分、99.続柄コード、100.続柄名称漢字、101.外国人通称氏名カナ、102.外国人通称氏名漢字、103.外国人本名カナ、104.外国人本名、105.宛名消除区分、106.死亡者フラグ、107.宛名異動事由コード、108.異動日、109.異動届出日、110.宛名増減事由コード、111.増減異動日、112.記載順位、113.混合世帯番号、114.任意世帯番号、115.親事業所コード、116.特徴指定番号、117.共有者人数、118.法人代表者氏名漢字、119.登録資格区分、120.個人履歴番号

(3)税住登外情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.履歴番号、4.初期登録業務日時、5.更新業務日時、6.更新システム日時、7.更新コンピュータ名、8.更新ユーザID、9.有効フラグ、10.決裁状態、11.旧自治体コード、12.同定フラグ、13.抹消フラグ、14.検索区分、15.個人法人区分、16.法人種別区分、17.組織コード、18.表示位置、19.世帯番号、20.氏名カナ、21.氏名漢字、22.支店名カナ、23.支店名漢字、24.編集済氏名カナ、25.編集済氏名漢字、26.旧氏名カナ、27.旧氏名漢字、28.検索用氏名カナ、29.検索用氏名漢字、30.検索用旧氏名カナ、31.検索用旧氏名漢字、32.代表者氏名カナ、33.代表者氏名漢字、34.国籍コード、35.現住所郵便番号、36.現住所コード、37.現住所、38.現住所地番、39.現住所方書カナ、40.現住所方書漢字、41.現住所行政区コード、42.生年月日、43.元号フラグ、44.性別区分、45.続柄コード、46.続柄名称漢字、47.異動日、48.異動区分、49.死亡者フラグ、50.共有者取込元番号、51.産業分類コード、52.親事業所コード、53.特徴指定番号、54.共有者人数、55.代表者宛名番号、56.登録資格区分、57.認可年月日、58.官公庁フラグ、59.宛名番号引継フラグ、60.登記簿チェック、61.使用業務コード、62.使用業務名称、63.備考、64.備考日付

(4)送付先情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.税目コード、4.履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.送付開始年月日、14.送付終了年月日、15.送付先氏名カナ、16.送付先氏名漢字、17.送付先郵便番号、18.送付先住所コード、19.送付先住所、20.送付先住所地番、21.送付先方書カナ、22.送付先方書漢字、23.送付先部屋番号、24.送付先前漢字地番数値、25.送付先地番数値1、26.送付先地番数値2、27.送付先地番数値3、28.送付先後漢字地番数値、29.送付先行政区コード、30.備考

(5)連絡先情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.電話番号ID、4.履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.宛名連絡先コード、14.連絡先名、15.連絡先郵便番号、16.連絡先住所コード、17.連絡先住所、18.連絡先住所地番、19.連絡先方書漢字、20.連絡先部屋番号、21.連絡先前漢字地番数値、22.連絡先地番数値1、23.連絡先地番数値2、24.連絡先地番数値3、25.連絡先後漢字地番数値、26.連絡先電子メールアドレス

(6)口座情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.税目コード、4.口座登録区分、5.履歴番号、6.初期登録業務日時、7.更新業務日時、8.更新システム日時、9.更新コンピュータ名、10.更新ユーザID、11.有効フラグ、12.決裁状態、13.旧自治体コード、14.申込年月日、15.振替区分、16.開始年月日、17.廃止年月日、18.口座停止日、19.停止解除日、20.銀行コード、21.支店コード、22.口座番号、23.通帳番号末番、24.預金種別区分、25.名義人カナ、26.名義人漢字、27.掲載希望区分、28.口座優先区分、29.備考

(7)納管人情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.税目コード、4.履歴番号、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新コンピュータ名、9.更新ユーザID、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.納管人宛番号、14.納管人区分、15.納管人開始年月日、16.納管人終了年月日、17.備考

(8)抑止管理情報

1.自治体コード、2.宛名番号、3.業務ID、4.帳票ID、5.登録区分、6.抑止動作区分、7.抑止理由コード、8.抑止開始日、9.抑止終了日、10.備考、11.世帯番号

2 個人市県民税基本台帳情報

1.自治体コード、2.個人番号、3.宛名番号、4.対象年度、5.履歴番号、6.サブ履歴番号、7.初期登録業務日時、8.更新業務日時、9.更新システム日時、10.更新コンピュータ名、11.更新ユーザID、12.有効フラグ、13.決裁状態、14.旧自治体コード、15.地域台帳番号、16.世帯台帳番号、17.個人台帳番号、18.世帯番号、19.混合世帯番号、20.氏名カナ、21.編集済氏名カナ、22.氏名漢字、23.編集済氏名漢字、24.宛名郵便番号、25.宛名住所

コード、26.宛名住所、27.宛名地番、28.宛名地番数値1、29.宛名地番数値2、30.宛名地番数値3、31.宛名方書カナ、32.宛名方書漢字、33.世帯主氏名カナ、34.世帯主氏名漢字、35.性別区分、36.生年月日、37.元号フリガナ、38.続柄コード、39.続柄名称漢字、40.電話番号、41.宛名行政区コード、42.住民区分、43.宛名消除区分、44.宛名増減事由コード、45.増減異動日、46.記載順位、47.旧氏名カナ、48.旧氏名漢字、49.外国人本名、50.検索用氏名カナ、51.検索用旧氏名カナ、52.遡り異動対象区分フリガナ、53.遡り対象判定年月日、54.編集電話番号、55.申込年月日、56.振替区分、57.開始年月日、58.廃止年月日、59.口座停止日、60.停止解除日、61.銀行コード、62.支店コード、63.口座番号、64.通帳番号末番、65.預金種別区分、66.名義人カナ、67.名義人漢字、68.送付開始年月日、69.送付終了年月日、70.送付先氏名カナ、71.送付先氏名漢字、72.送付先郵便番号、73.送付先住所コード、74.送付先住所、75.送付先住所地番、76.送付先方書カナ、77.送付先方書漢字、78.異動年月日、79.住民税整理番号、80.賦課資料区分コード、81.均等割区分、82.均等割パターン番号、83.入力区分、84.営業所得額、85.農業所得額、86.その他事業所得額、87.不動産所得額、88.利子所得額、89.配当所得額、90.株式配当所得額、91.公募外貨配当所得額、92.公募他配当所得額、93.その他配当所得額、94.所得税配当所得額、95.所得税株式配当所得額、96.所得税公募外貨配当所得額、97.所得税公募他配当所得額、98.所得税その他配当所得額、99.給与所得額、100.主たる給与支払額、101.従たる給与支払額、102.給与支払額内数専従者給与額、103.特定支出控除額、104.雑所得額、105.公的年金支払額、106.年金雑所得額、107.その他雑所得額、108.総合譲渡短期所得額、109.総合譲渡短期差引額、110.総合譲渡長期所得額、111.総合譲渡長期差引額、112.総合譲渡特別控除額、113.一時所得額、114.一時差引額、115.総合一時所得額、116.短期一般所得額、117.短期一般差引額、118.短期一般特別控除額、119.短期軽減所得額、120.短期軽減差引額、121.短期軽減特別控除額、122.長期一般所得額、123.長期一般差引額、124.長期一般特別控除額、125.長期特定所得額、126.長期特定差引額、127.長期特定特別控除額、128.長期軽減所得額、129.長期軽減差引額、130.長期軽減特別控除額、131.長期特別所得額、132.長期特別差引額、133.長期特別控除額、134.土地等雑所得額、135.超短期所得額、136.株式譲渡所得額、137.商品先物取引所得額、138.山林所得額、139.山林特別控除額、140.退職所得額、141.退職所得控除額、142.退職支払額、143.市町村源泉退職所得割額、144.都道府県源泉退職所得割額、145.総合退職所得額、146.総合退職所得控除額、147.変動所得額、148.前年変動所得額、149.前々年変動所得額、150.臨時所得額、151.平均課税対象金額、152.免税所得額、153.肉用牛売却価格、154.肉用牛免税対象所得額、155.肉用牛免税対象外所得額、156.非課税所得額、157.申告0円所得区分01、158.申告0円所得区分02、159.申告0円所得区分03、160.申告0円所得区分04、161.申告0円所得区分05、162.申告0円所得区分06、163.申告0円所得区分07、164.申告0円所得区分08、165.申告0円所得区分09、166.申告0円所得区分10、167.総所得金額、168.合計所得金額、169.総所得金額等、170.所得税総所得金額、171.所得税合計所得金額、172.所得税総所得金額等、173.総所得損通所得額、174.総合短期損通所得額、175.総合長期損通所得額、176.短期一般損通所得額、177.短期軽減損通所得額、178.長期一般損通所得額、179.長期特定損通所得額、180.長期軽減損通所得額、181.長期特別損通所得額、182.土地等雑損通所得額、183.超短期損通所得額、184.山林損通所得額、185.株式譲渡損通所得額、186.商品先物取引損通所得額、187.退職損通所得額、188.所得税総所得損通所得額、189.所得税総合短期損通所得額、190.所得税総合長期損通所得額、191.所得税短期一般損通所得額、192.所得税短期軽減損通所得額、193.所得税長期一般損通所得額、194.所得税長期特定損通所得額、195.所得税長期軽減損通所得額、196.所得税長期特別損通所得額、197.所得税土地等雑損通所得額、198.所得税超短期損通所得額、199.所得税株式譲渡損通所得額、200.所得税商品先物取引損通所得額、201.所得税山林損通所得額、202.所得税退職損通所得額、203.雑損控除額、204.医療費控除額、205.社会保険料控除額、206.小規模共済控除額、207.生命保険料控除額、208.所得税生命保険料控除額、209.生命保険料支払額、210.個人年金保険料支払額、211.損害保険料控除額、212.所得税損害保険料控除額、213.損害保険料支払額、214.長期損害保険料支払額、215.寄付控除額、216.所得税寄付金控除額、217.合計控除額、218.所得税合計控除額、219.控対配該当コード、220.配偶者区分、221.配特有無区分フリガナ、222.配偶者特別控除額、223.所得税配偶者特別控除額、224.配偶者合計所得金額、225.扶養一般該当人数、226.扶養年少該当人数、227.扶養特定該当人数、228.扶養老人該当人数、229.扶養同居老人該当人数、230.扶養特障該当人数、231.扶養同居特障該当人数、232.扶養普障該当人数、233.未成年該当コード、234.老年人該当コード、235.寡婦該当コード、236.障害者該当コード、237.勤労学生該当コード、238.住民税申告区分、239.本専区分、240.配専区分、241.青色専従該当人数、242.白色専従該当人数、243.専従者控除額、244.繰越損失額、245.純損失額、246.譲渡繰越損失額、247.雑損失額、248.特定株式損失額、249.当年純損失額、250.当年譲渡繰越損失額、251.当年雑損失額、252.当年特定株式損失額、253.前純損失額、254.前譲渡繰越損失額、255.前雑損失額、256.前特定株式損失額、257.前々純損失額、258.前々譲渡繰越損失額、259.前々雑損失額、260.前々特定株式損失額、261.所得税総所得課標額、262.所得税短期一般課標額、263.所得税短期軽減課標額、264.所得税長期一般課標額、265.所得税長期特定課標額、266.所得税長期軽減課標額、267.所得税長期特別課標額、268.所得税土地等雑課標額、269.所得税超短期課標額、270.所得税株式課標額、271.所得税商品先物取引課標額、272.所得税山林課標額、273.所得税退職課標額、274.総所得所得税額、275.短期一般所得税額、276.短期軽減所得税額、277.長期一般所得税額、278.長期特定所得税額、279.長期軽減所得税額、280.長期特別所得税額、281.土地等雑所得税額、282.超短期所得税額、283.株式所得税額、284.商品先物取引所得税額、285.山林所得税額、286.退職所得税額、287.所得税配当控除額、288.住宅借入金特別控除額、289.その他特別控除額、290.定率控除前所得税額、291.所得税災害減免額、292.所得税外国税額控除額、293.定率控除後所得税額、294.所得税額、295.総所得課標額、296.短期一般課標額、297.短期軽減課標額、298.長期一般課標額、299.長期特定課標額、300.長期軽減課標額、301.長期特別課標額、302.土地等雑課標額、303.超短期課標額、304.株式課標額、305.商品先物取引課標額、306.山林課標額、307.退職課標額、308.市町村総所得所得割額、309.市町村短期一般所得割額、310.市町村短期軽減所得割額、311.市町村長期一般所得割額、312.市町村長期特定所得割額、313.市町村長期軽減所得割額、314.市町村長期特別所得割額、315.市町村土地等雑所得割額、316.市町村超短期所得割額、317.市町村株式所得割額、318.市町村商品先物取引所得割額、319.市町村山林所得割額、320.市町村退職所得割額、321.市町村算出所得割額、322.市町村配当控除額、323.市町村外国税額控除額、324.市町村調整額、325.市町村特別減税額、326.市町村定額減税額、327.市町村免税額、328.市町村所得割額、329.市町村端数切捨所得割額、330.市町村特別減税前所得割額、331.市町村定額減税前所得割額、332.市町村均等割額、333.市町村民税額、334.都道府県総所得所得割額、335.都道府県短期一般所得割額、336.都道府県短期軽減所得割額、337.都道府県長期一般所得割額、338.都道府県長期特定所得割額、339.都道府県長期軽減所得割額、340.都道府県長期特別所得割額、341.都道府県土地等雑所得割額、342.都道府県超短期所得割額、343.都道府県株式所得割額、344.都道府県商品先物取引所得割額、345.都道府県山林所得割額、346.都道府県退職所得割額、347.都道府県算出所得割額、348.都道府県配当控除額、349.都道府県外国税額控除額、350.都道府県調整額、351.都道府県特別減税額、352.都道府県定額減税額、353.都道府県免税額、354.都道府県所得割額、355.都道府県端数切捨所得割額、356.都道府県特別減税前所得割額、357.都道府県定額減税前所得割額、358.都道府県均等割額、359.都道府県民税額、360.課税非課税区分コード、361.年税額、362.市町村所得割減免額、363.市町村均等割減免額、364.都道府県所得割減免額、365.都道府県均等割減免額、366.株式譲渡上場所得額、367.所得税株式譲渡上場所得額、368.所得税株式譲渡所得額、369.株式譲渡上場損通所得額、370.所得税株式譲渡上場損通所得額、371.株式上場課標額、372.所得税株式上場課標額、373.肉牛軽減課標額、374.市町村株式上場所得割額、375.都道府県株式上場所得割額、376.市町村肉牛軽減所得割額、377.都道府県肉牛軽減所得割額、378.株式上場所得税額、379.肉牛軽減所得税額、380.株式含む合計所得金額、381.先物取引損失額、382.当年先物取引損失額、383.前年先物取引損失額、384.前々先物取引損失額、385.配当割控除額、386.株式譲渡割控除額、387.市町村定額減税後所得割額、388.都道府県定額減税後所得割額、389.控除超過額、390.居住用特定譲渡所得額、391.居住用特定損失額、392.市町村株式譲渡配当割控除額、393.都道府県株式譲渡配当割控除額、394.市町村65歳以上の特例控除額、395.都道府県65歳以上の特例控除額、396.市町村調整控除額、397.都道府県調整控除額、398.市町村控除不足額、

399.都道府県控除不足額、400.市町村内充当額、401.都道府県内充当額、402.市町村外充当額、403.都道府県外充当額、404.標準税率市町村総所得、405.標準税率市町村山林、406.標準税率市町村退職、407.標準税率市町村算出所得割、408.標準税率市町村調整額、409.標準税率定率控除前市町村所得割、410.標準税率定率控除後市町村所得割額、411.標準税率市町村65歳以上の特例控除額、412.標準税率市町村所得割、413.標準税率市町村所得割端数切捨、414.標準税率市町村均等割、415.標準税率都道府県総所得、416.標準税率都道府県山林、417.標準税率都道府県退職、418.標準税率都道府県算出所得割、419.標準税率都道府県調整額、420.標準税率定率控除前都道府県所得割、421.標準税率定率控除後都道府県所得割額、422.標準税率都道府県65歳以上の特例控除額、423.標準税率都道府県所得割、424.標準税率都道府県所得割端数切捨、425.標準税率都道府県均等割、426.政党等寄付金特別控除額、427.耐震改修特別控除額、428.住宅借入金特別控除可能額、429.市町村住宅借入金特別控除可能額、430.都道府県住宅借入金特別控除可能額、431.市町村税源移譲減額、432.都道府県税源移譲減額、433.標準税率市町村税源移譲減額、434.標準税率都道府県税源移譲減額、435.寄附金控除自治体分、436.寄附金控除都道府県指定分、437.寄附金控除市町村指定分、438.内私的年金支払額、439.基礎控除対象ワラフ、440.市町村寄附金控除額、441.都道府県寄附金控除額、442.内年金ワラフ、443.内特徴ワラフ、444.三徴収ワラフ、445.居住開始年月日、446.住宅控除区分、447.住宅借入金残高、448.居住開始年月日、449.住宅控除区分2、450.住宅借入金残高2、451.山林純損失額、452.当年山林純損失額、453.前山林純損失額、454.前々山林純損失額、455.株式配当損失額、456.分離配当所得額、457.分離配当損通所得額、458.所得税分離配当損通所得額、459.投資等税額控除額、460.所得税肉牛軽減課標額、461.所得税分離配当課標額、462.分離配当課標額、463.所得税分離配当所得額、464.市町村分離配当所得割額、465.都道府県分離配当所得割額、466.新生命保険料支払額、467.新個人年金保険料支払額、468.介護保険料支払額、469.徴収区分、470.通知書番号、471.徴収データ内連番、472.徴収データ内サブ連番、473.事業所個人番号、474.履歴判定、475.決議年月日、476.住民税受給者番号、477.普徴事業所番号、478.住民税異動区分コード、479.住民税異動事由コード1、480.住民税異動事由コード2、481.異動年月日、482.変更開始月期、483.徴収済月期、484.併徴普徴変更期、485.併徴普徴徴収済期、486.随時処理ワラフ、487.差引課税額、488.既課税額、489.期別06月01期税額、490.賦課年度01、491.納期限01、492.期別07月02期税額、493.賦課年度02、494.納期限02、495.期別08月03期税額、496.賦課年度03、497.納期限03、498.期別09月04期税額、499.賦課年度04、500.納期限04、501.期別10月05期税額、502.賦課年度05、503.納期限05、504.期別11月06期税額、505.賦課年度06、506.納期限06、507.期別12月07期税額、508.賦課年度07、509.納期限07、510.期別01月08期税額、511.賦課年度08、512.納期限08、513.期別02月09期税額、514.賦課年度09、515.納期限09、516.期別03月10期税額、517.賦課年度10、518.納期限10、519.期別04月11期税額、520.賦課年度11、521.納期限11、522.期別05月12期税額、523.賦課年度12、524.納期限12、525.期別13期税額、526.賦課年度13、527.納期限13、528.期別14期税額、529.賦課年度14、530.納期限14、531.期別15期税額、532.賦課年度15、533.納期限15、534.期別16期税額、535.賦課年度16、536.納期限16、537.期別17期税額、538.賦課年度17、539.納期限17、540.期別18期税額、541.賦課年度18、542.納期限18、543.退避用履歴判定、544.収納過年度更正ワラフ、545.充当額、546.還付額、547.期別06月01期充当、548.期別07月02期充当、549.期別08月03期充当、550.期別09月04期充当、551.期別10月05期充当、552.期別11月06期充当、553.期別12月07期充当、554.期別01月08期充当、555.期別02月09期充当、556.期別03月10期充当、557.期別04月11期充当、558.期別05月12期充当、559.期別13期充当、560.期別14期充当、561.期別15期充当、562.期別16期充当、563.期別17期充当、564.期別18期充当、565.返戻01期、566.返戻課税年度01、567.返戻納期限01、568.返戻02期、569.返戻課税年度02、570.返戻納期限02、571.返戻03期、572.返戻課税年度03、573.返戻納期限03、574.返戻04期、575.返戻課税年度04、576.返戻納期限04、577.返戻05期、578.返戻課税年度05、579.返戻納期限05、580.差引課税額年金分、581.期別06月01期税額年金分、582.期別08月02期税額年金分、583.期別10月03期税額年金分、584.期別12月04期税額年金分、585.期別02月05期税額年金分、586.期別02月05期税額年金分、586.徴収税額特徴内訳分、587.市町村所得割額特徴内訳分、588.市町村均等割額特徴内訳分、589.都道府県所得割額特徴内訳分、590.都道府県均等割額特徴内訳分、591.使用区分、592.住民税メ01、593.住民税メ02、594.住民税メ03、595.住民税メ04、596.住民税メ05、597.住民税メ06、598.住民税メ07、599.住民税メ08、600.住民税メ09、601.住民税メ10、602.住民税メ11、603.住民税メ12、604.住民税メ13、605.住民税メ14、606.住民税メ15、607.メ注意ワラフ、608.海外出張開始年月日、609.海外出張終了年月日、610.市内家族個人番号、611.市内家族メ氏名カナ、612.市内家族メ氏名漢字、613.申告書送付有無コード、614.申告書適用年月日、615.申告書送付理由コード、616.申告書送付メ、617.指定徴収区分、618.徴収事業所番号、619.住登外仮登録ワラフ、620.原票番号、621.課税294条該当コード、622.生保該当ワラフ、623.証明書発行停止ワラフ、624.294条通知発送有無ワラフ、625.294条通知自治体コード、626.294条通知自治体名称、627.所得金額調整控除額、628.定額減税額(満額)、629.定額減税不足額、630.森林環境税の課税非課税区分、631.森林環境税免除事由コード、632.免除前の森林環境税額、633.森林環境税額含む年税額、634.森林環境税免除額、635.森林環境税委託納付額、636.免除開始期月普徴分、637.免除開始期月年金分、638.免除開始期月特徴分

3 個人市県民税課税資料情報

(1)個人宛名情報

1.年度、2.宛名番号、3.世帯番号、4.生年月日、5.氏名、6.カナ氏名、7.続柄、8.性別、9.住所

(2)事業所宛名情報

1.年度、2.事業所番号、3.事業所名称カナ、4.事業所名称、5.住所、6.郵便番号、7.電話番号

(3)申告書データ

1.年度、2.宛名番号、3.生年月日、4.カナ氏名、5.資料番号、6.申告書の記載内容

(4)給報データ

1.生年月日、2.カナ氏名、3.給報ID、4.事業所番号、5.事業所名称、6.受給者番号

(5)電子給報・年報データ(eLTAX)

総務省通達形式による

(6)確定申告書データ・法定調書データ(国税連携データ)

国税庁XML構造設計書による

(7)画像データ(スキャン分)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p><個人住民税システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手は、住民基本台帳システム及び共通宛名システムにて登録した情報のみに限定されているため、対象者以外の情報を入手することはない。 <p><届出、申請及び申告等（以下「申告等」という。）における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告等により特定個人情報を入手する際、個人番号カード、運転免許証及びパスポート等をはじめとした官公署が発行する顔写真付きの身分証明書（以下「身分証明書等」という。）の提示により本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手を防止する。代理人による申告等の場合、代理人自身について身分証明書等による本人確認を行うとともに、住民票上世帯外の者については、代理権者であることを示す委任状の提出を必要とする。住民以外から入手した申告等情報について、課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに他地方公共団体へ転送、もしくは入手元へ返送する。 <p><審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXからの入手分について、地方税ポータルセンタ（eLTAX）では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続きの際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム（eLTAX）が地方税ポータルサイト（eLTAX）から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ・国税連携システムでは、地方税ポータルセンタ（eLTAX）を通じ、国税庁及び地方公共団体としか繋がっておらず、国税庁及び他市区町村が本市を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p><個人住民税システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手については、住民基本台帳システム及び共通宛名システムにて入力した情報をあらかじめ定められたインターフェース仕様に基づき取得する方法に限定されているため、必要な情報以外を入手することはない。 <p><申告等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告等について、あらかじめ必要な情報のみ記載事項とする様式としている。また、個人住民税情報ファイル自体が不要な情報を入力することができない仕様となっている。申告等の際は、内容について説明をするとともに、不要な情報の記載がないよう指導する。 <p><審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システム（eLTAX）及び国税連携システム（eLTAX）では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><個人住民税システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手については、厳重に入館・入退室管理が行われているデータセンター内のサーバー間通信に限定することにより、安全を担保している。 ・端末操作する職員については、ユーザ毎に利用可能な機能(権限)を制限している。 <p><申告等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告等は、定められた窓口により、又は本市を宛名とする郵送によってのみ行われる。窓口での申告等の際は、その目的及び内容について説明を行い、本人又は代理人の理解を得た上で受け付ける。 <p><審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告等の手続きを行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続きに必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続きを行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ・特定個人情報の入手元である国税庁及び他の市区町村は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p><申告等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告等の際には、身分証明書等の提示により本人確認を行い、身分証明書等の提示がない場合は、2点以上の本人確認書類の提示により、本人確認を行う。 ・代理人による申告等の場合、代理人自身について身分証明書等による本人確認を行うとともに、住民票上世帯外の者については、代理権者であることを示す委任状の提出を必要とする。 <p><審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人又は本人の代理人からの入手について、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号)第3条(電子情報処理組織を利用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供にかかる情報の送信を受けることにより確認する。 ・給与支払者、公的年金等支払者及び国税庁からの入手について、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条は適用されない(提供を行う者自身の本人確認は本人又は本人の代理人と同様である。) ・国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない(提供を行う者自身の本人確認は本人又は本人の代理人と同様である。)
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p><申告等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した申告等の情報について、個人番号や基本4情報を共通宛名システム又は住基ネットワークシステムと照合することにより、真正性を確認する。 <p><審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告データ等を個人住民税システムへ登録する際、共通宛名システムと照合することにより、真正性確認をする。 ・給与支払者、公的年金等支払者及び国税庁からの入手について、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条は適用されない。 ・国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。

<p>特定個人情報の正確性確保の措置の内容</p>	<p><申告等における措置> ・特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。</p> <p><審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置> ・本人又は代理人、給与支払者、及び公的年金等支払者については、審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保管するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。 ・国税庁からの入手について、正確性の確保は特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ・他市区町村からの入手について、国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	<p>—</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><個人住民税システムにおける措置> ・個人番号、基本4情報等の宛名情報の入手については、厳重に入館・入退室管理が行われているデータセンター内のサーバー間通信に限定することにより、情報漏えい・紛失等を防止している。</p> <p><申告等における措置> ・申告等において、申告等が他者の目に触れないよう仕切り板等で遮断する。 ・申告等においては職員が対応し、入手した紙媒体及び電子記録媒体の申告等情報は、個人住民税システムへ情報を入力後、速やかに職員以外の者が入室できない場所へ保管する。</p> <p><審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人、給与支払者及び公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの入手について、申告等の手続きを行う者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)から地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 ・国税庁及び他市区町村からの入手について、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>・個人住民税システム端末の画面は、来庁者の目に触れないように設置する。</p>	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・情報連携に必要な情報との紐付けは不可能としている。 ・団体内統合宛名システムへは、権限のない者の接続を認めていない。 		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税課税に関する事務において、個人住民税システム、審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、先で述べた情報の入手からしてそもそも当該事務に必要な情報のみを保有することとなるため、不必要な情報との紐付けが行われることはない。 		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーID、パスワード及び静脈による二要素認証を行っているため、権限のない者は利用できない。 ・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワードは定期的に変更している。なお、一定期間変更がなかった場合は、ログイン時にパスワード変更画面に遷移するよう設定している。 		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動や権限変更があった場合は、新しく権限を付与する者及び権限を失効させる者について、書面で管理者が決裁し、システムに内容を反映している。また、権限内容について定期的に確認している。 		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・端末操作資格者のアクセス可能機能の権限一覧表を作成している。 ・業務上アクセスが不要となった機能については、アクセス権限の変更または削除している。 		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・端末から検索、更新した際のアクセスログを記録している。 ・処理日時、端末情報、部署情報、操作者情報、処理事由を記録している。 ・バックアップされたアクセスログは一定期間保管している。 		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセスログを取得しており、不正利用された場合にアクセスログを追跡できる仕組みとなっている。 ・職員に対して、情報セキュリティ研修を行っている。 ・委託業者(再委託業者を含む。)に従業者に対するセキュリティ教育を義務付ける。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・端末には特定個人情報を保存することができない仕組みとなっている。 ・端末は外部媒体を使用することができない仕組みとなっている。 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理されており、権限のある者のみがアクセスできる。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり個人住民税課税情報を表示させない。
- ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に配置する。
- ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。
- ・コンビニ交付を実施する事業者のセキュリティ対策として監視カメラの設置が義務付けられている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<p><システム運用・保守委託について></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託業者を選定する際、委託先の情報保護管理体制として、プライバシーマーク等の公共機関の認定・認証を取得していることを選定基準としている。 委託業者の選定及び契約締結の決裁を行うなかで、委託業者の社会的信用と能力を確認している。 委託業者の業者登録内容が有効か適時確認している。 <p><その他業務委託について></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託業者の選定において、ISMS認証またはプライバシーマークの取得を要件としている。 契約にあたり、契約約款で個人情報取扱特記事項を遵守することを規定している。 委託契約の調査条項に基づき、業務の処理状況や個人情報の取扱い状況について、随時調査を行い、または報告を求める。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[制限している] <選択肢></p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>	
具体的な制限方法	<p><システム運用・保守委託について></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託業者から実施体制及び名簿を提出させ、閲覧者・更新者を必要最小限としている。 委託業者(作業員)に個人情報保護に係る誓約書を提出させている。 誓約書の提出があった者に対して必要な業務と期間のみシステム操作の権限を与えている。 <p><その他業務契約において></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託業者の選定において、適正な業務責任者を配置できることを条件にしている。配置予定の業務責任者を入札参加申請書に記入させ、当該業務責任者について雇用関係の分かる保険証等の写しの添付を義務付けている。 当該責任者が、契約約款で規定する個人情報取扱特記事項を遵守し、特定個人情報ファイルの関係者・更新者を必要最小限とするため、関係者以外の立ち入りを禁止する等適切な処置を講じ管理する。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[記録を残している] <選択肢></p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> システム運用・保守委託、その他業務委託については、アクセスログまたは作業記録を残している。 	
特定個人情報の提供ルール	<p>[定めている] <選択肢></p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先から他者への提供は認めていない。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p><システム運用・保守について></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務委託に関しては、委託契約にて委託業務実施場所を本市事務所内に限定している。 明石市特定個人情報取扱基準及び要領にもとづき、定期的に適正な特定個人情報の取扱いにかかる報告を提出させている。 <p><その他業務委託について></p> <ul style="list-style-type: none"> 委託契約にて、個人情報取扱特記事項を遵守し、管理に関して適切な処置を講じること、及び事務従事者へ周知徹底することを規定している。 委託業者は、業務委託仕様書に基づき適切に処理を行う。 委託業者に特定個人情報を提供する際は、日付及び件数を記載した受領書に確認印を押印してもらう。業務完了後、委託業者から受領する際、本市担当者が件数を確認の上、確認印を押印する。 委託契約の調査条項に基づき、業務の処理状況や個人情報の取扱い状況について、随時調査を行い、または報告を求める。 	

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及び ルール遵守の確認方法	<p><システム運用・保守委託について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務委託に関しては、委託契約にて委託業務実施場所を本市事務所内に限定している。 ・保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去するよう規定している。 ・明石市特定個人情報取扱基準及び要領にもとづき、定期的に適正な特定個人情報の取扱いにかかる報告を提出させている。 <p><その他業務委託について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報取扱特記事項にて、受託者は、本市から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに本市に返還し、または引き渡すものと規定している。 ・個人情報取扱特記事項にて、業務委託に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、個人情報が漏えいすることのないよう、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならないと規定している。 ・委託契約の調査条項に基づき、業務の処理状況や個人情報の取扱い状況について、随時調査を行い、または報告を求める。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>特定個人情報を含む個人情報のすべてのデータに対して以下のことを契約書上に明記している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の遂行上知り得た内容を他に漏らし、または他の目的に使用しないこと。契約が終了し、または解除された後においても同様とする。 ・委託業務以外のために仕様書、資料及び成果物に記録されたデータ等を使用しないこと。 ・本市の指示がある場合を除き、契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外に利用し、又は本市の承諾なしに第三者に提供しないこと。 ・委託業務の実施上知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じること。 ・本市から引き渡された個人情報が記録された資料等を本市の承諾なしに複写又は複製しないこと。 ・委託業務が完了したときは、関連資料等を直ちに返還し、又は引き渡すこと。 ・契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、速やかに本市に報告し、指示に従うこと。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・許可のない再委託は認めていない。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を適用している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[<input type="checkbox"/> 記録を残している]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 記録を残している <input type="checkbox"/> 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p><庁内のデータ連携で提供・移転する場合における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通宛名システム等庁内システムとのデータ連携については、システム上で自動化されている。 ・端末機で情報を利用した場合は、操作履歴（ログ）を記録している。 <p><審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査システム（eLTAX）を利用して本人又は本人の代理人へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。 ・審査システム（eLTAX）を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。 ・審査システム（eLTAX）を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。 <p>地方税ポータルセンタ（eLTAX）から公的年金支払者へ特別徴収税額通知データ等の情報が記録されたDVDをセキュリティ便に預ける際には、DVDの払出しを記録している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム（eLTAX）を利用して国税庁及び他市区町村へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム（eLTAX）に記録される。 <p><その他紙媒体での提供・移転における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の実施機関へ情報提供の際、番号法第19条第10号、番号法施行令第22条第1項及び同法施行令第29条の規定に基づき、送付記録を7年間保存する等の措置をとる。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/> 定めている]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p><庁内のデータ連携で提供・移転する場合における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報の提供・移転を行う場合、利用部署からデータ利用申請を提出させ、データ利用に関し法的根拠等があるかを確認し、承認を得ればデータ利用ができる。 <p><審査システム（eLTAX）、国税連携システム（eLTAX）における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人又は本人の代理人、給与支払者及び公的年金等支払者に対し、審査システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税庁及び他市区町村に対し、国税連携システム（eLTAX）を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ（eLTAX）への送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム（eLTAX）では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。 <p><その他紙媒体での提供・移転における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の実施機関へ情報提供の際、当該特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置（番号法第19条第10号、番号法施行令第22条第3号、番号法施行規則第20条第3号）を講ずる。 ・情報の提供・移転を行う場合、複数職員間による確認を行い、提供の可否につき決裁を経る。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><庁内のデータ連携で提供・移転する場合における措置> ・データ利用が承認されていない部署への情報の提供・移転はされないことがシステム上で担保される。 ・各システムへのアクセスは、権限のある者のみに限定している。</p> <p><審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人及び給与支払者に対し、審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受けるものが提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・公的年金等支払者に対し、審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することが出来ず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化しているため、情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。地方税ポータルセンタから公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。 ・国税庁及び他市区町村に対し、国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため、情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。</p> <p><その他紙媒体での提供・移転における措置> ・他の実施機関へ情報提供の際、当該特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置(番号法第19条第10号、番号法施行令第22条第3号、番号法施行規則第20条第3号)を講ずる。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><庁内のデータ連携で提供・移転する場合における措置> ・データ利用が承認されていない部署への情報の提供・移転はされないことがシステム上で担保される。</p> <p><審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置> ・本人又は本人の代理人及び給与支払者に対し、審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、情報処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ・公的年金等支払者に対し、審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からDVDで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。 ・国税庁及び他市区町村に対し、国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・本市と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁及び市区町村以外を設定することはできない仕様になっている。本市から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するように系統的に担保している。なお、他市区町村との間の情報連携については、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から他市区町村までは閉域網であるLGWANが利用されているほかは、同様である。</p> <p><その他紙媒体での提供・移転における措置> ・複数職員間による確認を行い、提供・移転の可否につき決裁を経ることで、誤った情報の送付及び誤送付を防止する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

—

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法の規定に基づき、各業務と統合宛名番号の紐付けを行い、認められる範囲内においてのみ特定個人情報の照会を行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 団体内統合宛名システムは中間サーバーとの間での通信及び特定個人情報の入手のみを実施できるよう設計されているため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 照会対象者の個人番号に基づき、正確に符号の紐付けが行われるため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体内統合宛名システムは中間サーバーとの間での通信及び特定個人情報の提供のみを実施するよう設計されているため、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへの連携は適切な頻度で更新し、その正確性を担保することでリスクに対応する。 ・また、団体内統合宛名システムは中間サーバーとの間での通信及び個人情報の提供のみを実施するよう設計されているため、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><明石市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 電子計算機、データを含んだ記録媒体の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。 停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 厳重に入館・入室管理されたデータセンターにサーバーを設置している。 システムのバックアップデータは媒体に格納し、遠隔地に保管している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><明石市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 OSには随時パッチ適用を実施している。 国税連携システム(eLTAX)の接続先は外部とのネットワークであるが、国税庁や他地方公共団体との専用回線であるため、住民等外部からの接続はできない。 審査システム(eLTAX)の接続先は外部とのネットワークであるが、地方税共同機構の管理するネットワークであり、かつ利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。 eLTAX利用のための端末において、長時間にわたり税務情報を画面に表示したままにしないよう、スクリーンセーバーの起動までの時間は5分以内に設定しており、解除のためには再度パスワードの入力を要する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・死者の個人番号も現存者の個人番号と同様に管理している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住登者については、住民基本台帳法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施する住民基本台帳と連携することから、正確な情報であることが担保されている。 ・住登外者については、住登者と同様に正確な記録を確保できるよう業務所管課で住民基本台帳ネットワークシステムの情報を確認するなど、正確な情報を管理する。 <p><個人住民税システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者の賦課情報については、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、及び申告等にて入手する情報に基づき賦課及び更正を行うことで随時更新される。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p><紙及び電子媒体における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書等については、明石市文書管理規程に基づき保管し、地方税法において必要とされる保存期間である更正決定可能な期間経過後(地方税法第17条の5、同法第17条の6)、紙媒体によるものについては、焼却・溶解により破棄し、電子記録媒体によるものについては、裁断等の物理的破壊により記録内容が判読することができないよう完全に消去する。 <p><審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)の受信サーバにおける国税連携データについては、地方税共同機構からの要請に基づき定期的にデータを削除している。 ・ファイルダウンロード等で国税連携ネットワークシステムから出力した税務情報データについては、個人住民税システムに必要な情報を入力後、削除する。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p><明石市における措置> ・年に1回担当部署内において、評価書の記載内容通りの運用がなされていることについて、自己点検を行い、運用状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p><明石市における措置> 「明石市情報セキュリティ基本方針」及び「明石市特定個人情報等取扱基準」に基づいた実施基準に従い、年に1回、複数の所管課を対象として監査を行っている。監査においては、前年度の監査対象課及びセキュリティ対策の担当課が、自己点検結果に基づき、運用状況を改めて確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><明石市における措置> ・番号利用事務職員に対し、番号法に基づく、特定個人情報保護に関する研修を年1回実施している。 ・全ての職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</p> <p><個人住民税課税事務における措置> ・新たに配属された職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対しては、任用時及び随時、必要な知識の習得のため研修を実施するとともに、研修資料を保存する。 ・個人住民税課税事務関係職員に対し、随時研修・指導を行い、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を図る。 ・担当者を一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	明石市 政策局 市民相談室 行政情報センター 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5003
②請求方法	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は無料。写しの交付を希望する場合は、別途コピー代が必要。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	明石市 総務局 税務室 市民税課 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 Tel 078-918-5013
②対応方法	必要に応じて関係部署に照会する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年5月10日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	市民意見の提出手続きを定める要綱に基づき、パブリック・コメントによる意見聴取を実施する。パブリック・コメントの実施に際しては、市報「広報あかし」に記事を掲載するとともに、市民税課、各市民センター、各サービスコーナー、あかし総合窓口、行政情報センター及び市ホームページにて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和4年6月1日から30日までの30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	1 業務委託に関すること ・再委託先について、承諾するための判断基準を記載してはどうか。 ・情報保護管理体制について、委託先決定時・決定後に確認しているのであれば、その旨追記してはどうか。 ・再委託先に課す措置について、具体的に記載してはどうか。 2 特定個人情報の使用のリスクに関すること ・アクセス権限について、発効管理、失効管理に分けて記載してはどうか。また、アクセス権限の妥当性の検証・見直し等を行っているなら、その旨を記載してはどうか。 ・アクセスログについて、保管期間を明記してはどうか。 ・サーバーの設置場所について取っている技術的対策について、具体的に記載してはどうか。 3 監査に関すること ・実施部署や独立性、客観性について記載するのが望ましい。 ・再委託先を含む外部委託業者への監査も検討してはどうか。
⑤評価書への反映	・業務委託、アクセス権限、監査について追記した。 ・意見を参考にした上で、すでに記載している部分等については、修正した部分を除いて原案のままとする。
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年7月8日
②方法	明石市個人情報保護審議会に諮る。
③結果	特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断された。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能	① 課税対象者管理機能 賦課期日現在において、課税権のある住民に関する情報を管理する機能。 ② 課税情報管理機能 賦課決定及び賦課更正した所得、控除、税額等の情報を管理する機能。 ③ 事業所管理機能 給与の支払いを行った事業所及び年金を支給した年金保険者を管理する機能。 ④ 帳票発行機能 納税通知書や所得証明書を発行する機能。 ⑤ 統計機能 調定表や統計資料を作成する機能。	① 課税対象者管理機能 賦課期日現在において、課税権のある住民に関する情報を管理する機能。 ② 課税情報管理機能 賦課決定及び賦課更正した所得、控除、税額等の情報を管理する機能。 ③ 事業所管理機能 給与の支払いを行った事業所及び年金を支給した年金保険者を管理する機能。 ④ 資料管理機能 確定申告書をはじめとする各種課税資料を画像データとして保持し、閲覧及び検索を行う機能。 ⑤ 帳票発行機能 納税通知書や所得証明書を発行する機能。 ⑥ 統計機能 調定表や統計資料を作成する機能。	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ③他のシステムとの接続	[○]その他 (共通宛名システム、他システム(ホストシステム))	[]その他	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ②システムの機能	① 宛名情報検索機能 住登者及び住登外者の住所、氏名等の内容を検索する機能。 ② 団体内宛名番号(以下「個人コード」という。)付番、登録機能 住登外者に対して、本市で利用する個人コードを付番する機能。各事務システム利用者が必要に応じて住所、氏名等の登録を行い、各事務システムと連携する。 ③ 住登外情報修正機能 住登外者に対して、必要に応じて内容を修正する機能。 ④ 送付先情報登録機能 各事務における義務者に対して、書類送付先等の内容を登録する機能。 ⑤ 個人コード関連付け機能 同一人に対して複数の個人コードが存在する場合、1つの個人コードに情報を関連付ける機能。 ⑥ 個人番号管理機能 個人コードに対する個人番号を管理する機能。	① 宛名情報検索機能 住登者及び住登外者の住所、氏名等の内容を検索する機能。 ② 団体内宛名番号(以下「宛名コード」という。)付番、登録機能 住登外者の住所、氏名等の登録を行った際に、本市で利用する宛名コードを付番、登録する機能。 ③ 住登外情報修正機能 既に登録のある住登外者の住所、氏名等の情報を修正する機能。 ④ 送付先情報登録・修正機能 各事務における書類の送付先、特定宛先(納税管理人、相続人代表者等)の情報を登録・修正する機能。 ⑤ 宛名コード関連付け機能 同一人に対して複数の宛名コードが存在する場合、1つの宛名コードに情報を関連付ける機能。 ⑥ 個人番号管理機能 宛名コードに対する個人番号を管理する機能。 ⑦ 住民基本台帳システム連携機能 住民基本台帳システムで登録・修正された住登者の情報を連携する機能。	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム5 ③他のシステムとの接続	[○]その他 (他システム(ホストシステム))	[○]その他 (国民年金、学齢簿、就学援助システム)	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ②システムの機能	① 宛名管理機能 個人番号で同一人判定を行い、団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)を採番し、管理する機能。 ② 情報提供機能 各事務の情報を中間サーバーに連携する機能。 ③ 情報照会機能 個人コードで対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する機能。	① 宛名管理機能 個人番号で同一人判定を行い、団体内統合宛名番号(以下「統合宛名番号」という。)を採番し、管理する機能。 ② 情報提供機能 各事務の情報を中間サーバーに連携する機能。 ③ 情報照会機能 宛名コードで対象者を検索し、他の機関への情報提供を依頼し、結果を取得・表示する機能。	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム6 ③他のシステムとの接続	[○]その他(中間サーバー、共通宛名システム、他システム(ホストシステム)、他システム(パッケージシステム))	[○]その他 (中間サーバー、各事務システム(パッケージシステム))	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ①システムの名称	共通連携システム (庁内連携システムと同義)	共通基盤システム(庁内連携システムと同義)	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ②システムの機能	① 情報連携テーブル格納機能 各事務システム間の連携において、各事務システムの連携用テーブルに情報を格納する機能。 ② 情報連携テーブル修正機能 各事務システムにおいて、異動等により情報に修正があった場合、その異動情報等を連携用テーブルに格納する機能。 ③ 情報連携テーブル参照機能 各事務システムにおいて、他の事務システムの情報が必要な場合に、他の事務システムの連携テーブルを参照する機能。	① 統合データベース機能 各事務システムが共通で参照する業務データの副本を一元管理する機能。 ② データ連携機能 各事務システム間のデータ連携について、データ提供事務システムよりデータを受け取り、データ利用事務システムに合わせた連携用データを作成し、格納する機能。 ③ 共通データ管理機能 全庁的に利用する共通データ情報を管理する機能。	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム7 ③他のシステムとの接続	[○]その他(共通宛名システム、他システム(ホストシステム)、他システム(パッケージシステム))	[○]その他(各事務システム(パッケージシステム))	事前	システム再構築に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム8 ②システムの機能	(追加)	① 自己情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して自己情報に対する提供の求めを受領し、当該の特定個人情報(連携情報)及び自己情報提供用添付ファイルの提供を行う機能。 ② お知らせ機能 お知らせ情報提供対象者へのお知らせ情報の送信依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して、お知らせ情報の提供を行う。また、お知らせ情報提供対象者へ提供したお知らせ情報に対する状況確認依頼に対し、情報提供ネットワークシステムを介して回答結果の受領を行う機能。	事後	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム9 ①システムの名称	課税資料検索閲覧システム(ファイリングシステム)	(削除)	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報を取り扱う事務において使用するシステムシステム9 ②システムの機能	① イメージデータ管理機能 確定申告書や給与支払報告書などの各種課税資料のイメージデータを管理する。 ただし、他のシステムとの直接回線連携はない。 (※) 課税資料検索閲覧システム(ファイリングシステム)に個人番号は保有しないが、課税資料イメージには個人番号が記載され、団体内宛名番号(個人コード)と紐付けて個人番号を特定することができるため、特定個人情報ファイルを取り扱うシステムとして定義している。	(削除)	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令各号(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3) <情報照会の根拠> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令各号(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3) <情報照会の根拠> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	事後	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(※) 個人住民税システムに個人番号は保有しないが、個人住民税システムにおいて、団体内宛名番号(個人コード)と紐付けて個人番号を特定することができるため、特定個人情報ファイルと定義している。 <識別情報> ① 対象者を正確に特定するために記録する。 <連絡先等情報> ① 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録する。 <業務関係情報> ① 国税関係情報: 国税庁から確定申告書等の所得税に係る情報を記録し、個人住民税額の算出を行うため。 ② 地方税関係情報: 個人住民税を賦課決定・賦課更正するために記録し、税額通知・証明書等を発行するため。また、他自治体で住民登録外課税されていることを記録する。 ③ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の情報に基づき、社会保険料控除額を確認するため。 ④ 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護情報に基づき、個人住民税の非課税判定や減免申請の判定を行うため。 ⑤ 年金関係情報: 年金支払者からの年金所得に係る情報を記録し、個人住民税額の算出を行うため。また、年金からの特別徴収税額を決定し通知するため。	<識別情報> ① 対象者を正確に特定するために記録する。 <連絡先等情報> ① 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録する。 <業務関係情報> ① 国税関係情報: 国税庁から確定申告書等の所得税に係る情報を記録し、個人住民税額の算出を行うため。 ② 地方税関係情報: 個人住民税を賦課決定・賦課更正するために記録し、税額通知・証明書等を発行するため。また、他自治体で住民登録外課税されていることを記録する。 ③ 医療保険関係情報、介護・高齢者福祉関係情報: 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の情報に基づき、社会保険料控除額を確認するため。 ④ 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護情報に基づき、個人住民税の非課税判定や減免申請の判定を行うため。 ⑤ 年金関係情報: 年金支払者からの年金所得に係る情報を記録し、個人住民税額の算出を行うため。また、年金からの特別徴収税額を決定し通知するため。	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、年金支払者(日本年金機構のみ)、地方公共団体情報システム機構)	[○]行政機関・独立行政法人等(国税庁、年金支払者(日本年金機構のみ)、地方公共団体情報システム機構、地方税共同機構)	事前	システム再構築に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[]フラッシュメモリ [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN、データ連携(基幹ネットワーク))	[○]フラッシュメモリ [○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、LGWAN(eLTAX、国税連携))	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	[委託する] 4件	[委託する] 3件	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	情報システム再構築・運用業務委託	明石市個人市県民税等システム構築・運用業務委託	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	・個人住民税システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う個人住民税システムの改修 ・共通宛名システム、統合宛名システム及び共通連携システムの保守・運用業務	・個人住民税システムの保守・運用業務 ・法制度改正に伴う個人住民税システムの改修	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社神戸支社	株式会社日立システムズ 関西支社	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が承諾した場合に限る。 ・再委託を行う場合は、当該契約に掲げる個人情報の規定についても再委託先に対しても適用する旨の覚書を締結する。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑧再委託事項	個人住民税システム等の保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	個人住民税システムの運用保守業務	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	①郵便開封、課税資料の分類点検・括束業務 ②課税資料の点検および不備があった場合の照会業務③課税資料についてのパンチデータ入力業務④課税資料等のスキャン業務⑤特別徴収義務者の指定番号検索・登録業務⑥課税資料の件数確認(及びリストの作成)⑦データ取込後の課税資料との照合及び修正⑧課税資料の他市回送業務⑨課税資料の運搬業務(庁舎内)⑩特別徴収税額通知書封入封緘に係る業務⑪特別徴収税額通知書(納税義務者用)に関する圧着業務⑫宛名不明者処理業務⑬給報及び年報の合算処理業務⑭eLTAX給報処理業務⑮寄附金控除処理・調査業務⑯オンライン資料等の作成・整理業務⑰その他上記に関連して行う業務	・郵便開封、課税資料の分類点検・括束業務 ・課税資料の点検および不備があった場合の照会業務 ・課税資料についてのパンチデータ入力業務 ・課税資料等のスキャン業務 ・特別徴収義務者の指定番号検索・登録業務 ・課税資料の件数確認(及びリストの作成) ・データ取込後の課税資料との照合及び修正 ・課税資料の他市回送業務⑨課税資料の運搬業務(庁舎内) ・特別徴収税額通知書封入封緘に係る業務 ・特別徴収税額通知書(納税義務者用)に関する圧着業務 ・宛名不明者処理業務 ・給報及び年報の合算処理業務 ・eLTAX給報処理業務 ・寄附金控除処理・調査業務 ・オンライン資料等の作成・整理業務 ・その他上記に関連して行う業務	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社ジェイエスクープ	株式会社トツパンフォームズ	事後	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	一部について再委託の必要がある場合は事前協議の上、委託先から再委託申請書の提出を求める。	一部について再委託の必要がある場合は事前協議の上、委託先から再委託承諾申請書の提出を受け、再委託承諾書を交付している。	事後	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供移転の有無	[○]提供を行っている 59件 [○]移転を行っている 12件	[○]提供を行っている 62件 [○]移転を行っている 12件	事後	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ⑥提供方法	[○]その他(LGWAN)	[○]その他(LGWAN(eLTAX))	事後	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 移転先1 ⑥移転方法	[]庁内連携システム [○]その他(本市事務室における端末操作及びファイル転送(基幹ネットワーク))	[○]庁内連携システム [○]その他(本市事務室における端末操作)	事前	システム再構築に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先2 ⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] その他(本市事務室における端末操作及びファイル転送(基幹ネットワーク))	[○] 庁内連携システム [○] その他(本市事務室における端末操作)	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先4 ⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] その他(本市事務室における端末操作及びファイル転送(基幹ネットワーク))	[○] 庁内連携システム [○] その他(本市事務室における端末操作)	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先5 ⑥移転方法	[○] その他(本市事務室における端末操作及びデータ連携(基幹ネットワーク))	[○] その他(本市事務室における端末操作及びデータ連携)	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先6 ⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] その他(本市事務室における端末操作及びファイル転送(基幹ネットワーク))	[○] 庁内連携システム [○] その他(本市事務室における端末操作)	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先7 ⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] その他(本市事務室における端末操作及びファイル転送(基幹ネットワーク))	[○] 庁内連携システム [○] その他(本市事務室における端末操作)	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] その他(本市事務室における端末操作及びファイル転送(基幹ネットワーク))	[○] 庁内連携システム [○] その他(本市事務室における端末操作)	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先8 ⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度。	賦課決定の都度	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] その他(本市事務室における端末操作及びファイル転送(基幹ネットワーク))	[○] 庁内連携システム [○] その他(本市事務室における端末操作)	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先9 ⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度。	賦課決定の都度	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ⑥移転方法	[] 庁内連携システム [○] その他(本市事務室における端末操作及びファイル転送(基幹ネットワーク))	[○] 庁内連携システム [○] その他(本市事務室における端末操作)	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先10 ⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度。	賦課決定の都度	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ⑥移転方法	[○] その他(本市事務室において、直接端末操作を行う。)	[○] その他(本市事務室における端末操作)	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ⑦時期・頻度	特定個人情報の提供依頼がある都度。	賦課決定の都度	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先11 ⑥移転方法	[○] その他(本市事務室において、直接端末操作を行う。)	[○] その他(本市事務室における端末操作)	事前	システム再構築に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<p><個人住民税システム、統合宛名システム、共通宛名システム、共通連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーは、庁舎外のデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室は厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 ・バックアップデータを遠隔地に保管している。(個人住民税システム及び共通宛名システムのみ) <p><紙、電子記録媒体における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。 ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	<p><個人住民税システム、統合宛名システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合宛名システムサーバーは庁舎の管理区域内に、その他のサーバーは入館管理が厳重な庁舎外のデータセンターに設置しており、サーバー室への入室についても、厳重に管理されている。なお、明石市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置されたサーバーのデータベース内に保存されている。 ・バックアップデータを遠隔地に保管している。(個人住民税システム及び共通宛名システムのみ) <p><紙、電子記録媒体における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳票等の保管については、職員以外の者が入室できない書庫等にて保管する。 ・電子記録媒体の保管については、課内鍵付きの保管庫において保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①消去方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住登外者の宛名情報の最終更新日より5年経過したデータで、各事務システムで使用されていない特定個人情報をデータベースより消去し、消去した記録を保存する。 <p><個人住民税システム・統合宛名システム・共通連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消去は、各事務システムと連動しているため、通常、保守・運用を行う事業者が消去することはない。 ・機器更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去し、消去した記録を保存する。 ・保有年限を超えた年度分は、データベースより消去し、消去した記録を保存する。(個人住民税システム) <p>(略)</p>	<p>(削除)</p> <p><個人住民税システム・統合宛名システム・共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消去は、各事務システムと連動しているため、通常、保守・運用を行う事業者が消去することはない。 ・機器更改等の際は、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去し、消去した記録を保存する。 <p>(略)</p>	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。) リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	<p><申告等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した申告等の情報について、個人番号や基本4情報を共通宛名システムと照合することにより、真正性を確認する。 <p><審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人又は本人の代理人からの入手について、個人住民税システム自体は個人番号を保有しないが、申告データ等を個人住民税システムへ登録する際、共通宛名システムと照合することにより、真正性確認をする。 ・給与支払者、公的年金等支払者及び国税庁からの入手について、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条は適用されない。 ・国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 	<p><申告等における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①入手した申告等の情報について、個人番号や基本4情報を共通宛名システム又は住基ネットワークシステムと照合することにより、真正性を確認する。 <p><審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ①申告データ等を個人住民税システムへ登録する際、共通宛名システムと照合することにより、真正性確認をする。 ②給与支払者、公的年金等支払者及び国税庁からの入手について、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条は適用されない。 ③国税連携システム(eLTAX)で他市区町村から入手する情報は、他市区町村が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本市が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 	事前	システム再構築に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークを通じた入手を除く。)リスク4 リスクに対する措置の内容	(略) ＜審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人、給与支払者及び公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの入手について、申告等の手続きを行う者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)から一般社団法人地方税電子化協議会(以下、地電協という。)までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 ・国税庁及び他市区町村からの入手について、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。	(略) ＜審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ①本人又は本人の代理人、給与支払者及び公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの入手について、申告等の手続きを行う者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ②公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)から地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 ③国税庁及び他市区町村からの入手について、国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・パスワードによる認証を行っているため、権限のない者は利用できない。 ・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワードは定期的に変更している。	・2要素認証(生体認証とパスワード認証)を行っているため、権限のない者は利用できない。 ・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワードは定期的に変更している。	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発行・失効の管理 具体的な管理方法	・人事異動や権限変更があった場合は、書面にて管理者が決議し、ホストシステムに反映している。	・人事異動や権限変更があった場合は、書面にて管理者が決議し、システムに反映している。	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・端末から検索、更新した際のアクセスログを記録している。 ・処理日時、端末情報、部署情報、操作者情報、処理事由を記録している。 ・バックアップされたアクセスログは10年間保管している。	・端末から検索、更新した際のアクセスログを記録している。 ・処理日時、端末情報、部署情報、操作者情報、処理事由を記録している。 ・バックアップされたアクセスログは一定期間保管している。	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の使用リスク3 リスクに対する措置の内容	・アクセスログを取得しており、不正利用された場合にアクセスログを追跡できる仕組みを用意する。 ・職員に対して、情報セキュリティ研修を行っている。 ・委託業者(再委託業者を含む。)に従業者に対するセキュリティ教育を義務付ける。	・アクセスログを取得しており、不正利用された場合にアクセスログを追跡できる仕組みとなっている。 ・職員に対して、情報セキュリティ研修を行っている。 ・委託業者(再委託業者を含む。)に従業者に対するセキュリティ教育を義務付ける。	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク2 リスクに対する措置の内容	(略) ・公的年金等支払者に対し、審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することが出来ず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化されているため、情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。地方税ポータルセンタから公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地電協がセキュリティにより提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。	(略) ・公的年金等支払者に対し、審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することが出来ず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化されているため、情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。地方税ポータルセンタから公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティにより提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。	事前	システム再構築に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1 リスクに対する措置の内容	(略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	(略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク5 リスクに対する措置の内容	(略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能	(略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報に不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<明石市における措置> ・電子計算機、データを含んだ記録媒体の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・厳重に入館・入室管理されたデータセンターにサーバーを設置している。 ・システムのバックアップデータは媒体に格納し、遠隔地に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<明石市における措置> ・電子計算機、データを含んだ記録媒体の盗難を防ぐために、施錠ができる場所等に保管し、施錠をしている。 ・停電(落雷等)によるデータの消失を防ぐために、電子計算機に無停電電源装置等を付設している。 ・火災によるデータ消失を防ぐために、施設内に消火設備を完備している。 ・厳重に入館・入室管理されたデータセンターにサーバーを設置している。 ・システムのバックアップデータは媒体に格納し、遠隔地に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。	事前	システム再構築に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<p><明石市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 ・OSには随時パッチ適用を実施している。 ・国税連携システム(eLTAX)の接続先は外部とのネットワークであるが、国税庁や他地方公共団体との専用回線であるため、住民等外部からの接続はできない。 ・審査システム(eLTAX)の接続先は外部とのネットワークであるが、地電協の管理するネットワークであり、かつ利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。 ・eLTAX利用のための端末において、長時間にわたり税務情報を画面に表示したままにしないよう、スクリーンセーバーの起動までの時間は5分以内に設定しており、解除のためには再度パスワードの入力を要する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	<p><明石市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを通じて悪意の第三者が侵入しないよう、ファイアウォールを設置している。 ・コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入している。 ・OSには随時パッチ適用を実施している。 ・国税連携システム(eLTAX)の接続先は外部とのネットワークであるが、国税庁や他地方公共団体との専用回線であるため、住民等外部からの接続はできない。 ・審査システム(eLTAX)の接続先は外部とのネットワークであるが、地方税共同機構の管理するネットワークであり、かつ利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。 ・eLTAX利用のための端末において、長時間にわたり税務情報を画面に表示したままにしないよう、スクリーンセーバーの起動までの時間は5分以内に設定しており、解除のためには再度パスワードの入力を要する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p><統合宛名システム、共通宛名システム、共通連携システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住登者については、住民基本台帳法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施する住民基本台帳と連携することから、正確な情報であることが担保されている。 ・住登外者については、住登者と同様に正確な記録を確保できるよう業務所管課で住民基本台帳ネットワークシステムの情報を確認するなど、正確な情報を管理する。 <p><個人住民税システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者の賦課情報については、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、及び申告等にて入手する情報に基づき賦課及び更正を行うことで随時更新される。 	<p><統合宛名システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住登者については、住民基本台帳法第14条第1項(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき調査等を実施する住民基本台帳と連携することから、正確な情報であることが担保されている。 ・住登外者については、住登者と同様に正確な記録を確保できるよう業務所管課で住民基本台帳ネットワークシステムの情報を確認するなど、正確な情報を管理する。 <p><個人住民税システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・納税者の賦課情報については、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、及び申告等にて入手する情報に基づき賦課及び更正を行うことで随時更新される。 	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 リスクに対する措置の内容	<p><共通宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住登外者のうち最終更新日から5年経過した者で、各事務において使用されていない者を年に1度削除する。 <p><紙及び電子媒体における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書等については、明石市文書管理規程に基づき保管し、地方税法において必要とされる保存期間である更正決定可能な期間経過後(地方税法第17条の5、同法第17条の6)、紙媒体によるものについては、焼却・溶解により破棄し、電子記録媒体によるものについては、裁断等の物理的破壊により記録内容が判読することができないよう完全に消去する。 <p><審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)の受信サーバにおける国税連携データについては、地電協からの要請に基づき定期的にデータを削除している。 ・ファイルダウンロード等で国税連携ネットワークシステムから出力した税務情報データについては、個人住民税システムに必要な情報を入力後、削除する。 	<p><紙及び電子媒体における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告書等については、明石市文書管理規程に基づき保管し、地方税法において必要とされる保存期間である更正決定可能な期間経過後(地方税法第17条の5、同法第17条の6)、紙媒体によるものについては、焼却・溶解により破棄し、電子記録媒体によるものについては、裁断等の物理的破壊により記録内容が判読することができないよう完全に消去する。 <p><審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携システム(eLTAX)の受信サーバにおける国税連携データについては、地方税共同機構からの要請に基づき定期的にデータを削除している。 ・ファイルダウンロード等で国税連携ネットワークシステムから出力した税務情報データについては、個人住民税システムに必要な情報を入力後、削除する。 	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<p><明石市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「明石市情報セキュリティ基本方針」に基づき、定期的に監査を行うこととしている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 	<p><明石市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「明石市情報セキュリティ基本方針」及び「明石市特定個人情報等取扱基準」に基づき、定期的に監査を行っている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 		システム再構築に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<p><明石市における措置> ・職員に対しては、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p><個人住民税課税務における措置> ・新たに配属された職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対しては、任用時及び随時、必要な知識の習得のため研修を実施するとともに、研修資料を保存する。 ・個人住民税課税務関係職員に対し、随時研修・指導を行い、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を図る。 ・担当者を一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p><明石市における措置> ・番号利用事務職員に対し、番号法に基づく、特定個人情報保護に関する研修を年1回実施している。 ・全ての職員に対し、個人情報保護に関する研修を行っている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する教育の実施を義務付け、業務契約において、個人情報保護の規定を設けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</p> <p><個人住民税課税務における措置> ・新たに配属された職員(非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対しては、任用時及び随時、必要な知識の習得のため研修を実施するとともに、研修資料を保存する。 ・個人住民税課税務関係職員に対し、随時研修・指導を行い、職員のセキュリティ意識の向上及びセキュリティ対策の重要性の周知徹底を図る。 ・担当者を一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	V 開示請求、問い合わせ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ③手数料等	(追加)	手数料は無料。写しの交付を希望する場合は、別途コピー代が必要。	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	2. 特定個人情報の入手 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置内容	<p><届出、申請及び申告等(以下「申告等」という。)における措置> ・申告等により特定個人情報を入手する際、個人番号カード、運転免許証及びパスポート等の身分証明書(以下「身分証明書等」という。)の提示により、本人確認を厳格に行い、対象者以外情報入手を防止する。</p>	<p><届出、申請及び申告等(以下「申告等」という。)における措置> ・申告等により特定個人情報を入手する際、個人番号カード、運転免許証及びパスポート等をはじめとした官公署が発行する顔写真付きの身分証明書(以下「身分証明書人確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手を防止する。等」という。)の提示により本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手を防止する。</p>	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	2. 特定個人情報の入手 リスク3: 入手した特定個人情報 が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置 の内容	<p><申告等における措置> ・申告の際には、身分証明書等の提示により本人確認を行う。代理人による申告等の場合、代理人自身について身分証明書等による本人確認を行うとともに、住民票上世帯外の者については、代理権者であることを示す委任状の提出を必要とする。</p>	<p><申告等における措置> ・申告の際には、身分証明書等の提示により本人確認を行い、身分証明書等の提示がない場合は、2点以上の本人確認書類の提示により、本人確認を行う。 ・代理人による申告等の場合、代理人自身について身分証明書等による本人確認を行うとともに、住民票上世帯外の者については、代理権者であることを示す委任状の提出を必要とする。</p>	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年3月2日	令和2年12月1日	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの家kn の聴取 ②実施日・期間	平成27年3月16日から4月16日までの32日間	令和3年1月15日から2月15日までの32日間	事前	システム再構築に伴う重要な変更
令和3年3月30日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年5月11日実施	令和3年3月4日	事前	システム再構築に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令各号(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3) <情報照会の根拠> 以下省略	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令各号(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4) <情報照会の根拠> 以下省略	事後	重要な変更にあたらないため (法令改正による修正)
令和3年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第7号 別表第二に定める情報照会者(別紙1を参照)	番号法第19条第8号 別表第二に定める情報照会者(別紙1を参照)	事後	重要な変更にあたらないため (法令改正による修正)
令和3年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(別紙1を参照)	番号法第19条第8号 別表第二(別紙1を参照)	事後	重要な変更にあたらないため (法令改正による修正)
令和3年11月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	重要な変更にあたらないため (法令改正による修正)
令和3年11月30日	(別紙1)個人住民税関係情報の提供先一覧	提供先60件	提供先62件(詳細は別紙1を参照)	事後	重要な変更にあたらないため (軽微な修正)
令和4年5月17日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	統合宛名システム(宛名システム等と同義)	団体内統合宛名システム(宛名システム等と同義) 以下「統合宛名システム」の名称を「団体内統合宛名システム」に修正	事後	システム名の変更に関する軽微な修正
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	システムの運用保守及び法制度改正に伴う個人住民税システムの改修等の際に、本番稼働前等に正しく動作することを確認する必要がある。	システムの運用保守・改修等の作業対象がファイル全体に及ぶため、上記範囲を委託する必要がある。	事後	記載内容を明確化するための文言の修正
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	本市事務室において、直接端末操作を行う。	本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧	事後	記載内容を明確化するための文言の修正
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	事後	記載内容を明確化するための文言の修正
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	納税告知の期限までに賦課決定しなければならず、短期間で大量の課税資料を処理する必要があるため。	委託内容が提出された課税資料そのものを取り扱うこととなるため、上記範囲を委託する必要がある。	事後	記載内容を明確化するための文言の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項1 ⑧再委託の許諾方法	一部について再委託の必要がある場合は事前協議の上、委託先から再委託承諾申請書の提出を受け、再委託承諾書を交付している。	委託事項1と同内容	事後	記載内容を明確化するための文言の修正
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲その妥当性	普通徴収納税通知書等の製本、変更通知書の封入・封緘作業は個人住民税の納税告知に不可欠であり、当作業は件数が多く、短期間で大量の処理を行う必要があるため。	普通徴収納税通知書等の出力対象者と課税資料が提出された者と同一のため、上記範囲を委託する必要がある。	事後	記載内容を明確化するための文言の修正
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1 ⑥移転方法	本市事務室における端末操作	本市事務室における専用回線上の端末を用いて閲覧 以下移転先2から移転先12について、同様の修正を実施	事後	記載内容を明確化するための文言の修正
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]移転を行っている (12件)	[○]移転を行っている (13件)	事後	重要な変更にあたらなため(軽微な修正)
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先13	(追加)	臨時特別給付金担当	事後	重要な変更にあたらなため(軽微な修正)
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先13 ①法令上の根拠	(追加)	番号法第9条第1項 別表第一101項	事後	重要な変更にあたらなため(軽微な修正)
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先13 ②移転先における用途	(追加)	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務	事後	重要な変更にあたらなため(軽微な修正)
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先13 ③移転する情報	(追加)	個人住民税情報	事後	重要な変更にあたらなため(軽微な修正)
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先13 ④移転する情報の対象となる本人の数	(追加)	[○]10万人以上100万人未満	事後	重要な変更にあたらなため(軽微な修正)
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先13 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(追加)	上記「②移転先における用途」で挙げた事務に関係する対象者	事後	重要な変更にあたらなため(軽微な修正)
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先13 ⑥移転方法	(追加)	[○]その他(本市事務室における専用回線上の端末を用いて閲覧)	事後	重要な変更にあたらなため(軽微な修正)
令和4年5月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先13 ⑦時期・頻度	(追加)	特定個人情報の提供依頼がある都度	事後	重要な変更にあたらなため(軽微な修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の保管・消去 リスク3 入手の際の本人確認措置の内容	～前略～ ＜審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人からの入手について、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号)第4条(電子情報処理組織を利用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供にかかる情報の送信を受けることにより確認する。 ～後略～	～前略～ ＜審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)における措置＞ ・本人又は本人の代理人からの入手について、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)施行規則(平成26年内閣府令・総務省令第3号)第3条(電子情報処理組織を利用して個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置)第2号ハに掲げる、署名用電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供にかかる情報の送信を受けることにより確認する。 ～後略～	事後	法改正に伴う条ずれの修正
令和4年5月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・2要素認証(生体認証とパスワード認証)を行っているため、権限のない者は利用できない。 ・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワードは定期的に変更している。	・ユーザーID、パスワード及び静脈による二要素認証を行っているため、権限のない者は利用できない。 ・認証後は、ユーザ毎に利用可能な機能を制限しているため、権限のない機能は利用できない。 ・パスワードは定期的に変更している。なお、一定期間変更がなかった場合は、ログイン時にパスワード変更画面に遷移するよう設定している。	事後	記載内容を明確化するための文言の修正
令和4年5月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	～前略～ ＜その他紙媒体での提供・移転における措置＞ ・他の実施機関へ情報提供の際、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条第1項及び同法施行令第29条の規定に基づき、送付記録を7年間保存する等の措置をとる。	～前略～ ＜その他紙媒体での提供・移転における措置＞ ・他の実施機関へ情報提供の際、番号法第19条第10号、番号法施行令第22条第1項及び同法施行令第29条の規定に基づき、送付記録を7年間保存する等の措置をとる。	事後	法改正に伴う条ずれの修正
令和4年5月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール順守の確認方法	～前略～ ＜その他紙媒体での提供・移転における措置＞ ・他の実施機関へ情報提供の際、当該特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置(番号法第19条第8号、番号法施行令第23条第3号、番号法施行規則第20条第3号)を講ずる。 ・情報の提供・移転を行う場合、複数職員間による確認を行い、提供の可否につき決裁を経る。	～前略～ ＜その他紙媒体での提供・移転における措置＞ ・他の実施機関へ情報提供の際、当該特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置(番号法第19条第10号、番号法施行令第22条第3号、番号法施行規則第20条第3号)を講ずる。 ・情報の提供・移転を行う場合、複数職員間による確認を行い、提供の可否につき決裁を経る。	事後	法改正に伴う条ずれの修正
令和4年5月17日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク2 リスクに対する措置の内容	～前略～ ＜その他紙媒体での提供・移転における措置＞ ・他の実施機関へ情報提供の際、当該特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置(番号法第19条第8号、番号法施行令第23条第3号、番号法施行規則第20条第3号)を講ずる。	～前略～ ＜その他紙媒体での提供・移転における措置＞ ・他の実施機関へ情報提供の際、当該特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置(番号法第19条第10号、番号法施行令第22条第3号、番号法施行規則第20条第3号)を講ずる。	事後	法改正に伴う条ずれの修正
令和4年5月17日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	＜明石市における措置＞ ・「明石市情報セキュリティ基本方針」及び「明石市特定個人情報等取扱基準」に基づき、定期的に監査を行っている。 ～以下略～	＜明石市における措置＞ ・「明石市情報セキュリティ基本方針」及び「明石市特定個人情報等取扱基準」に基づき、年に1回、複数の所管課を対象として監査を行っている。 ～以下略～	事後	記載内容を明確化するための文言の修正
令和4年8月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ①システムの名称	新設	証明書コンビニ交付システム	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	新設	① 既存住民基本台帳システム連携機能 LGWANを通じて既存住民基本台帳システムから異動情報を取得し、課税証明書(所得証明書)等の各種証明書に記載する情報を更新する ② 証明書発行 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、課税証明書(所得証明書)等の各種証明書を作成し、送付する機能	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他のシステムとの接続	新設	[O] 既存住民基本台帳システム [O] 税務システム [O] その他(地方公共団体システム機構 証明書交付センター)	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	Ⅱ 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	[委託する] 3件	[委託する] 7件	事後	システム更新に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4	新設	磁気テープ等保管集配業務委託	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ①委託内容	新設	システムをバックアップした磁気テープ等の集配及び保管業務	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	新設	特定個人情報ファイルの全体	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	新設	10万人以上100万人未満	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	新設	課税資料が提出された者。	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	新設	バックアップの対象がファイル全体に及ぶため、上記範囲を委託する必要がある。	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ③委託先における取扱者数	新設	10人未満	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	新設	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	新設	明石市情報公開条例(平成14年条例第5号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	新設	株式会社ワンビシアークイブズ	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑦再委託先の有無	新設	再委託しない	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	新設	番号連携サーバ等維持管理業務委託	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	新設	団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)の保守・運用業務	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	新設	特定個人情報ファイルの全体	事後	システム更新に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	新設	10万人以上100万人未満	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	新設	1月1日(賦課期日)に本市内に住所を有する者と、本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者。また、課税事務で必要な範囲の書類送付先設定者。	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	新設	システムの運用保守・改修等の作業対象がファイル全体に及ぶため、上記範囲を委託する必要がある。	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先における取扱者数	新設	10人未満	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	新設	[O]その他(本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	新設	明石市情報公開条例(平成14年条例第5号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑥委託先名	新設	富士通Japan株式会社 兵庫支社	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑦再委託先の有無	新設	再委託する	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑧再委託の許諾方法	新設	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑨再委託事項	新設	団体内統合宛名システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6	新設	明石市共通管理系システム構築・運用業務委託	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ①委託内容	新設	共通基盤システム及び共通管理系システムの保守・運用業務	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	新設	特定個人情報ファイルの全体	事後	システム更新に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	新設	10万人以上100万人未満	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	新設	1月1日(賦課期日)に本市内に住所を有する者と、本市内に家屋敷等を有する個人で本市内に住民登録を有しない者。また、課税事務で必要な範囲の書類送付先設定者。	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	新設	システムの運用保守・改修等の作業対象がファイル全体に及ぶため、上記範囲を委託する必要がある。	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ③委託先における取扱者数	新設	10人以上50人未満	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	新設	[〇]その他(本市事務室等において、専用回線上の端末を用いて閲覧)	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ⑤委託先名の確認方法	新設	明石市情報公開条例(平成14年条例第5号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ⑥委託先名	新設	富士通グループ明石市共通管理システム構築・運用業務共同事業体	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ⑦再委託先の有無	新設	再委託する	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ⑧再委託の許諾方法	新設	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項6 ⑨再委託事項	新設	団体内統合宛名システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	事後	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7	新設	証明書コンビニ交付システム構築・運用業務委託	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7 ①委託内容	新設	コンビニ交付に伴う、システム構築及び保守(各種証明発行データのPDF化及び地方公共団体システム機構との連携)	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	新設	特定個人情報ファイルの全体	事前	システム更新に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	新設	10万人以上100万人未満	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	新設	課税資料が提出された者。	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	新設	証明書の交付対象者と課税資料が提出された者と同一のため、上記範囲を委託する必要がある。	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ③委託先における取扱者数	新設	10人未満	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	新設	[○]その他(LGWAN)	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑤委託先名の確認方法	新設	明石市情報公開条例(平成14年条例第5号)に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	新設	富士通Japan株式会社 兵庫支社	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑦再委託先の有無	新設	再委託しない	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑧再委託先の許諾方法	新設	・委託先から再委託承諾申請書の提出があり、本市が再委託承諾書により承諾した場合に限る。 ・再委託先から従業者名簿及び再委託先の従業者から個人情報の取扱いに関する誓約書を提出させる。	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑨再委託事項	新設	証明書コンビニ交付システム構築業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<個人住民税システム、団体内統合宛名システム、共通宛名システム、共通基盤システムにおける措置> ～以下略～	<個人住民税システム、団体内統合宛名システム、共通宛名システム、共通基盤システム、証明書コンビニ交付システムにおける措置> ～以下略～	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用される リスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・人事異動や権限変更があった場合は、書面にて管理者が決裁し、システムに反映している。	人事異動や権限変更があった場合は、新しく権限を付与する者及び権限を失効させる者について、書面で管理者が決裁し、システムに内容を反映している。また、権限内容について定期的に確認している。	事前	記載内容を明確化するための文言の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり個人住民税課税情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に配置する。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。	その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり個人住民税課税情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に配置する。 ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・コンビニ交付を実施する事業者のセキュリティ対策として監視カメラの設置が義務付けられている。	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルールの内容及びルール順守の確認方法	<システム運用・保守委託について> ～略～ ・委託契約の調査報告条項に基づき、必要があると認めるときは調査を行い、または報告を求める。 ～後略～	<システム運用・保守委託について> ～略～ ・明石市特定個人情報取扱基準及び要領にもとづき、定期的に適正な特定個人情報の取扱いにかかる報告を提出させている。 ～後略～	事前	記載内容を明確化するための文言の修正
令和4年8月18日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	<明石市における措置> 「明石市情報セキュリティ基本方針」及び「明石市特定個人情報等取扱基準」に基づき、年に1回、複数の所管課を対象として監査を行っている。 ～後略～	<明石市における措置> 「明石市情報セキュリティ基本方針」及び「明石市特定個人情報等取扱基準」に基づいた実施基準に従い、年に1回、複数の所管課を対象として監査を行っている。監査においては、前年度の監査対象課及びセキュリティ対策の担当課が、自己点検結果に基づき、運用状況を改めて確認する。 ～後略～	事前	記載内容を明確化するための文言の修正
令和4年8月18日	Ⅵ評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年12月1日	令和4年5月10日	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ①方法	市民意見の提出手続きを定める要綱に基づき、パブリック・コメントによる意見聴取を実施する。パブリック・コメントの実施に際しては、市報「広報あかし」に記事を掲載するとともに、市民税課、各市民センター、行政情報センター及び市ホームページにて全文を閲覧できるようにする。	市民意見の提出手続きを定める要綱に基づき、パブリック・コメントによる意見聴取を実施する。パブリック・コメントの実施に際しては、市報「広報あかし」に記事を掲載するとともに、市民税課、各市民センター、各サービスコーナー、あかし総合窓口、行政情報センター及び市ホームページにて全文を閲覧できるようにする。	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和3年1月15日から2月15日までの32日間	令和4年6月1日から30日までの30日間	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	なし	1 業務委託に関すること ・再委託先について、承諾するための判断基準を記載してはどうか。 ・情報保護管理体制について、委託先決定時・決定後に確認しているのであれば、その旨追記してはどうか。 ・再委託先に課す措置について、具体的に記載してはどうか。 2 特定個人情報の使用のリスクに関すること ・アクセス権限について、発効管理、失効管理に分けて記載してはどうか。また、アクセス権限の妥当性の検証・見直し等を行っているなら、その旨を記載してはどうか。 ・アクセスログについて、保管期間を明記してはどうか。 ・サーバーの設置場所について取っている技術的対策について、具体的に記載してはどうか。 3 監査に関すること ・実施部署や独立性、客観性について記載するのが望ましい。 ・再委託先を含む外部委託業者への監査も検討してはどうか。	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	Ⅵ評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ⑤評価書への反映	なし	・業務委託、アクセス権限、監査について追記した。 ・意見を参考にした上で、すでに記載している部分等については、修正した部分を除いて原案のままとする。	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	Ⅵ評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和3年3月4日	令和4年7月8日	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和4年8月18日	Ⅵ評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会作成。)の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断する。	特定個人情報保護評価指針の審査の観点に照らし、適合性及び妥当性ともに基準を満たしていると判断された。	事前	システム更新に伴う重要な変更
令和5年6月16日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社ワンビシアークイブズ	株式会社NXワンビシアークイブズ	事後	社名変更に伴う修正
令和5年6月16日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	明石市個人情報保護条例第17条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の第16項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」といふ。)第9条第1項 及び 別表の項番24 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	<情報提供の根拠> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令各号(第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4) <情報照会の根拠> ・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二の第27項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条	<情報提供の根拠> 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173 <情報照会の根拠> 番号法第19条8号 番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番48	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤ 本人への明示	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、番号法別表第二の第27項に規定されている。	地方税法第45条の2～第45条の3の3、第317条の2～第317条の3の3、番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番48に規定されている。		
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託の有無〔委託する〕7件 委託事項2 ⑥委託先名 株式会社トッパンフォームズ 委託事項5 ⑥委託先名 富士通Japan株式会社 兵庫支社 委託事項6 委託事項7 ⑥委託先名 富士通Japan株式会社 兵庫支社	委託の有無〔委託する〕6件 委託事項2 ⑥委託先名 TOPPANエッジ株式会社 西日本営業統括本部 関西第一営業本部 委託事項4 ⑥委託先名 富士通Japan株式会社 兵庫公共ビジネス部 委託事項5 委託事項6 ⑥委託先名 富士通Japan株式会社 兵庫公共ビジネス部	事後	軽微な修正 (社名変更に伴う修正及び委託業務の廃止に伴う修正)
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている (62) 件 [○]移転を行っている (13) 件	[○]提供を行っている (72) 件 [○]移転を行っている (12) 件	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの及び組織変更に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	提供先1 番号法第19条第8号 別表第二に定める情報照会者(別紙1を参照) ①法令上の根拠 番号法第19条第8号 別表第二(別紙1を参照) ②提供先における用途 番号法別表第二に掲げる各事務(別紙1を参照)	提供先1 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める情報照会者(別紙1を参照) ①法令上の根拠 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(別紙1を参照) ②提供先における用途 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各事務(別紙1を参照)	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先1	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一8項、12項、34項、47項、84項 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条 ②移転先における用途 ・障害児通所給付費、特例障害児通所給付費等の支給に関する事務 ・身体障害者法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置、費用の徴収に関する事務 ・知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置等、費用の徴収に関する事務 ・障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の支給に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ・重度障害者医療費の助成に関する事務	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表項番9、21、51、67、117 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条 ②移転先における用途 ・児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務 ・身体障害者法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置、費用の徴収に関する事務 ・知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所の措置等、費用の徴収に関する事務 ・障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当の支給に関する事務 ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務 ・重度障害者医療費の助成に関する事務	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先2	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一9項、37項、43項、46項、49項、56項 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表項番10、56、63、66、70、81 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先3	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一10項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表項番14 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先4	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一15項、63項 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表項番23、95 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先5	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一16項	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表項番24 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先6	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一19項、35項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表項番27、52 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)移転先7	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一30項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表項番44、46 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条 ※所管替えにより移転先8を移転先7へ統合する。これにより移転先9以降について以下のとおり移転先番号が繰り上がる。	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの) (所管替えによる修正)
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先9 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一41項、68項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	移転先8 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表項番61、100 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先10 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一59項 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	移転先9 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表項番85 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先11 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一94項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	移転先10 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表項番127 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	法改正に伴う修正
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先12 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一7項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	移転先11 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表項番8 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	移転先13 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一101項	移転先12 ①法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表項番135 番号法第9条第2項 明石市個人番号の利用に関する条例第4条	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	II 特定個人情報保護ファイルの概要 (別添2)ファイル記録項目	2 個人市県民税基本台帳情報 省略	2 個人市県民税基本台帳情報 ※追加分を記載 628.定額減税額(満額)、629.定額減税不足額、630.森林環境税の課税非課税区分、631.森林環境税免除事由コード、632.免除前の森林環境税額、633.森林環境税額含む年税額、634.森林環境税免除額、635.森林環境税委託納付額、636.免除開始期月普徴分、637.免除開始期月年金分、638.免除開始期月特徴分	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)
令和6年8月9日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5 不正な提供が行われるリスク	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・番号法別表第二に規定された事務以外の事務においては、団体内統合宛名システムに接続することができないため、不正な提供が行われるリスクに対応している。 ～後略～	<団体内統合宛名システムにおける措置> ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に規定された事務以外の事務においては、団体内統合宛名システムに接続することができないため、不正な提供が行われるリスクに対応している。 ～後略～	事後	軽微な修正 (法改正に伴うもの)